

於 農林水産省三番町分庁舎

食糧・農業・農村政策審議会 生産分科会
平成14年度 第2回 畜産物価格等部会

平成15年3月13日

農林水産省生産局

1 . 開会 午前10時30分	1
2 . 部会長あいさつ	1
3 . 委員紹介及び委員出欠状況	2
4 . 部会の運営並びに会議の進め方	3
5 . 諮問及び関連資料説明	3
6 . 要求資料説明	20
7 . 質疑応答	31
8 . 意見開陳	63
9 . 答申	93
10 . 農林水産副大臣あいさつ	96
11 . 閉会 午後7時17分	97

午前10時30分開会

宮本畜産企画課長 皆様、おはようございます。私、畜産企画課長の宮本でございます。

若干遅れている方はいらっしゃいますが、定刻になりましたので、ただいまから第2回畜産物価格等部会を開催させていただきます。

まず、本日配付しております資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元の黄色い封筒の中に分厚い資料が入っております。資料1でございますが、1番目議事次第、2番目委員名簿。それから1、2、3とありますが、各諮問、加工原料乳、指定食肉、肉用子牛関係のそれぞれの諮問文。4番目が、諮問案の総括表でございます。5番目から算定関係の資料が続いておりますが、5番目が加工原料乳の算定資料、6 1が指定食肉の算定要領、6 2が豚肉の参考資料、6 3が牛肉の参考資料、6 4が肉用子牛関係の算定要領、6 5が肉用子牛保証基準価格の参考資料6 6が合理化目標価格の参考資料でございます。

それから、ナンバーを振っていない資料として幾つか配付させていただいております。1つは平成14年度、昨年度の畜産物価格等の決定について、という資料でございます。それから、生産費調査の関係の資料各畜種ごとに入っております。それから、印刷物で冊子になっておりますが、畜産関係資料、酪農関係資料、食肉関係資料と3つの資料がございます。

さらに、別添としまして机の方に配付させていただいておりますが、委員要求資料。

以上でございます。

それでは生源寺部会長、よろしくお願いたします。

部会長あいさつ

生源寺部会長 おはようございます。部会長の生源寺でございます。よろしくお願いたします。

座ったままで進めさせていただきたいと思います。本日は、委員各位におかれましては御多忙のところ御出席いただき、改めて厚く御礼を申し上げます。

本日は、去る2月24日の第1回部会の際に事務局から御説明がございました平成15年度の加工原料乳の生産者補給金単価等、平成15年度の指定食肉の安定価格、並びに肉用子牛生産者補給金制度における平成15年度の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項につきまして、御審議をお願いするわけでございます。委員の皆様方の御協力によりまして、円滑に議事の進行を図りたいと考えておりますので、よろしくお願を申し上げます。

恐縮でございますが、報道関係の皆様、この段階で御退席いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

委員紹介及び委員出欠状況

生源寺部会長 それでは議事に入ります前に、本日の委員の出欠の状況につきまして、事務局の方から御報告をお願いいたします。

宮本畜産企画課長 前回欠席されました委員の紹介から始めさせていただきたいと思ます。順番にいきます。川島臨時委員でございます。

川島委員 川島でございます。

宮本畜産企画課長 松木臨時委員でございます。

松木委員 主婦連合会の松木でございます。よろしく願いいたします。

宮本畜産企画課長 山口臨時委員でございます。

山口委員 J A北海道中央会と酪農家のおやじと2足のわらじを履いております山口でございます。よろしく願いします。

宮本畜産企画課長 どうもありがとうございました。

遠藤委員、木村委員、黒田委員、伊藤委員、寺内委員、福原委員、山角委員におかれましては、やむを得ない事情がございまして本日御欠席の連絡をいただいております。なお、席が空いておりますが、大野健三委員、吉野委員、菅野委員の御三方におかれましては、おくれてお見えになるという連絡が入っております。

なお、審議会令第9条によりまして、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することができないと規定されておりますが、おくれて見られる方も入れまして全体で20名のうち17名の御出席をいただいておりますということでございまして、会議としては成立しております。

以上でございます。

部会の運営並びに会議の進め方

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、最初に会議の運営方針の確認等につきまして、私の方から申し上げたい点が幾つかございます。本日は、第1回の部会で御説明いたしましたとおり、平成15年度の加工原料乳の生産者補給金等の単価等、平成15年度の牛肉及び豚肉の安定価格並びに肉用子牛生産者補給金制度における平成15年度の保証基準価格及び合理化目標価格の決定に当たり留意すべき事項について審議するわけでございますが、本日の審議の結果、諮問に対します当部会の答申が出ますと、それが本審議会、食料・農業・農村政策審議会の答申とみなされることになっております。あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

本日のスケジュールといたしましては、事務局から諮問に関連した説明を午前11時45分ぐらいまで行っていただき、その後、委員の皆様からの要求資料に対する説明を行い、12時10分ごろをめぐりに昼休みをとりたいと考えております。

午後の部会再開後は、3時までをめぐりに質疑を行った上で、委員及び臨時委員の御意見を午後5時15分ごろまで承った後、答申案の作成に入り、おそくとも午後7時30分をめぐりに終了したいと考えております。よろしく願いいたしたいと思っております。

本日の諮問事項は極めて重要な問題でありますので審議には十分な時間をとりたいと考えておりますが、委員の皆様方はそれぞれお忙しい方ばかりでございますので、できるだけ効率的な運営に努め、本日しかるべき時刻までには答申の作成までもってまいりたいと考えておりますので、よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

また従来より、これは例年のことであったわけでございますが、お昼の休憩時間の間に1階の第3・第4会議室で関係団体代表者から委員の皆様方に要請を申し上げたいという申し出がございまして、誠に恐縮でございますが、皆様方にはそちらの方に御足労願いたいと考えております。

諮問及び関連資料説明

生源寺部会長 それでは、本日付けで農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問がございますので、まず、牛乳乳製品課長から加工原料乳の生産者補給金単価等に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

荒川牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長の荒川でございます。

それでは、加工原料乳の生産者補給金に関します諮問文の朗読をさせていただきたいと思っております。

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 大島 理森

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき平成15年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成15年度の加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、今朗読いただきました諮問に関連して御説明をお願いいたしたいと思っております。

荒川牛乳乳製品課長 それでは、関連資料に基づきまして御説明を申し上げたいと思っております。牛乳関係につきましては、お手元の資料の資料ナンバー4の1の関係。それから、資料ナンバー5に基づきまして御説明を申し上げたいと存じます。

まず、資料ナンバー4をごらんいただきたいと思います。「平成15年度畜産物価格等」という表の中の1でございますが、加工原料乳補給金単価及び限度数量というものでございます。補給金単価及び限度数量につきまして、それぞれ14年度、昨年度お決めいただきましたもの11,000円/kg、220万トンでございます。これに対しまして、ことしは、15年度の欄でございますが、補給金単価につきましては10円74銭/kg、限度数量については210万トンということでございます。

このそれぞれの単価なり限度数量の考え方につきましては、ただいまから資料ナンバー5の算定説明資料に基づきまして、御説明をさせていただきたいと存じます。まず、表紙をめくっていただきますと目次がございます。大きく「算定説明資料」と「参考資料」がございます。それぞれ単価と限度数量に分かれてございます。

目次をおめくりいただきますと、1ページでございますが、加工原料乳生産者補給金単価についての説明でございます。まず、（考え方）という欄がございます。この補給金単価と申しますものは、そこに書いてございますが、加工原料乳地域、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域、これは現時点におきましては北海道だけでございますが、こ

の加工原料乳地域における生産費と乳量のそれぞれの移動3年平均の変化率から変動率を求めまして、それを前年度の補給金単価に乗じて翌年度の補給金単価を求める、というのが考え方でございます。

この方式は、平成13年度から加工原料乳補給金制度が新制度に移行いたしましたして、昨年14年度の補給金単価をお決めいただくときから、この算定方式に基づいて算定をさせていただくということで、当審議会でも昨年御審議いただいて決定をいただいております。ことしも基本的にこの考え方に従って算定をいたしてございます。

今の考え方の欄で書いてありましたものを数式で示しましたものが、その(算式)と書いてあるところの最初の行でございます。当該年度の補給金単価 = 前年度の補給金単価 × 生産コスト等変動率、ということでございます。この中で、前年度の補給金単価につきましては、これは所与のものがございまして、これに15年度のまさに今回の生産コスト等の変動率というものを掛けるということでございますので、この変動率の考え方を中心に御説明をいたしたいと思っております。

2ページをお開きいただきたいと存じます。この生産コスト等の変動率を求めるに当たりまして、2つの要素に分かれてございます。私ども、補給金単価は1キログラム当たり幾らという形で考えてございますので、このコスト等の変動率につきましても、1キログラム当たりのコストの変動率を求める必要がございます。

したがって、まず(1)で、搾乳牛1頭当たりの生産費、これは1頭当たりでございます。この生産費の変化率というものを求めまして、それから同じ2ページの(2)でございしますが、搾乳牛1頭当たりの乳量の変化率というものを求めることにいたしております。この(1)で求めた変化率を(2)で求めました変化率で除することによりまして、1キログラム当たりの変動率というものを算出するという考え方でございます。

まず、(1)の1頭当たり生産費の変化率について、でございます。これにつきましては、私ども農林水産省の統計情報部で調査をいたしております生産費調査の結果、全算入生産費という結果をベースにいたしまして、私ども生産局の方で、飼養頭数規模別頭数のウェートによりまして加重平均をいたした、局で集計をした生産費というものを求めることにいたしております。その局で集計をした生産費に対しまして、生産費調査では入っておりませんが、生乳の生産なり流通の実態を勘案しまして、算入をしなければいけないと思われるもの3つを加算いたしております。集送乳経費、販売手数料、企画管理労働費の3つを加算いたしましたものをつくりまして、それをさらに直近の物価なり労働賃金の動向を織り込んで計算をしているということでございます。

この計算に当たりましては、さらに単年度の変化率ではなくて移動3年平均の変化率を使うということにいたしております。去年の生産費に対してことしの生産費がどうかという変化率ではなくて、去年までの3年間の生産費に対しましてことしまでの3年間の生産費の比較をするということで、短期的な変動なりブレを除外することにいたしておるわけでございます。

さらに個別の生産費調査の品目ごとについて、一定のルールに基づきまして評価がえをいたしたり、物価修正をいたしたりするわけでございますが、それぞれの考え方につきましては、アからエまでに書かせていただいております。

まず、物財費につきましては、これは直近の生産費調査が14年の3月までの数字でございますので、その後の生産実態なり流通の実態を反映するというので、直近の物価状況、具体的に申しますと平成14年の11月から平成15年の1月までの物価状況を織り込んで修正して、できるだけ現時点に近い形の数字にいたしております。

家族労働費につきましては、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によりまして、製造業5人以上規模の労働賃金水準により評価して算定をするということでございます。

地代・資本利子等につきましては、ウに書いてございますが、分子にあたります移動3年平均は直近平成14年のもの、分母にあたりますものは1年前のものに評価をするという形でやっております。

以上のような物価修正なり評価というものは昨年同様のルールに基づいておるものでございます。

1頭当たり乳量につきましては、実際に搾乳されます乳量を3.5%換算の乳量に置き直しまして、その移動3年平均をとるという形でございます。

このような算定をいたしますと、3ページでございますが、14年度の単価が11円に対しまして、このような計算結果から出てまいります今回の生産コストの変動率が0.9762ということでございまして、これを乗ずることによりまして、15年度の単価でございます10円74銭というものが出てくるわけでございます。

この0.9762の出し方につきましては、今口頭でいろいろ申し上げて大変わかりにくくて恐縮でございますが、算定の参考資料というものが6ページ以降に書いてございます。6ページをお開きいただきますと、[1]の1が1頭当たりの生産費の変化率でございまして、分母にあたりますC0というものが、そこに書いてありますような数字、この3年間を平均して62万916円というものが出てまいります。分子にあたりますものは、1年ずれておりまして、C1というものになりまして61万4,606円ということでございます。これを除しますと、中ほどより下の方でございますが、C0分のC1というのが0.9898という数字になってございます。

乳量につきましても同様の移動3年平均をとりまして、Y1につきましては8,457キログラム、次の7ページでございますが、Y0が8,341キログラム、これを分母分子で除しますと1.0139という数字が出てまいりまして、これをもとの算定方式である数式に入れますと、0.9762というものが出てまいるということでございます。

以上が補給金単価についての御説明でございます。

続きまして、限度数量につきまして御説明をいたしたいと存じます。4ページにお戻りをいただければと存じます。この限度数量と申しますのは、生乳生産が行われまして、その生乳が飲用牛乳ですとか、バター、脱脂粉乳といった加工限度数量ですとか、農家の皆様方の自家消費ですとかいろいろ用途に当たっておるわけでございますが、そのうち来年度のバター、脱脂粉乳等の加工原料乳の限度数量を求めるということでございまして、その考え方といたしましては、算式の一番上の行に書いてございますが、 $L=Q$ 云々かんぬん、これは読んでもおわかりにくうございます。Qというものが総生産量でございます。この総生産量から括弧の中のもの引いていく。括弧の最初のD1と申しますのが自家消費でございます。D2と申しますのが、飲用牛乳向けの生乳でございます。D3と申しますのが、その他の生クリームですとかチーズですとかいった飲用でもない加工原料用でもないものでございまして、それらを抜けば、当然ながら加工原料乳の限度数量が出てくるという考え方でございます。

そのそれぞれの要素につきまして、どのような算定をいたしておるかということでございます。算定要領のところにかかせていただいておりますが、推定生乳生産量、これはQを求める部分でございますが、これは、御説明いたしますが、15年の4月から16年の3月までの各月の牛の頭数に、その牛が1ヵ月間に出す乳量を乗ずることによって月別の生産量を出し、それを12ヵ月足し上げて年間の生乳生産量にする、という考え方でございます。

それから、この全体の生乳生産量から控除します推定自家消費量等につきましては、2、3、

4と書いてございますが、それぞれこれまでの動向、過去のトレンドですとか、トレンド以外でも推定し得る一定の関数計算等ができるものにつきましては、そういった消費量の関数等も用いまして計算をする、という仕組みでございます。

この試算の考え方は今申し上げたとおりでございますが、詳細につきましては10ページ、11ページの見開きの表以降のところ整理させていただいております。大変わかりにくい表で恐縮でございます。時間の関係もございまして、できるだけわかりやすく説明させていただきたいと思っております。

まず、この10ページ、11ページの見開きの部分でございますが、これは各月の生乳の生産量を出そうという考え方でございます。この考え方自身、昨年来あるいはもっと以前からの限度数量の考え方と基本的には変わってございません。

左側の から右側の までの欄につきましては、その月に存在をして乳を出す牛の頭数を出すプロセスでございます。大変わかりにくくございまして、10ページの左から2番目の欄の出生年月をごらんいただきたいと思っております。例えば、12年の2月ですとか12年の3月、これはその時点に出生をした牛が何頭いるかというものでございまして、これが実数字でございます。その実数字のものが、その左側の、例えば12年2月であれば14年6月という月に初産をして乳を出し始めるという考え方、28ヵ月後に乳を出すという考え方でございます。その12年の2月、3月、4月という実績の数字に、この間の事故等での減耗率を乗じまして出したものが、その28ヵ月前出生雌残存頭数というものでございます。

は、そのように推計をしております関係上、若干のフレがあり得るということで5ヵ月間の移動平均をとりまして、 というものを出してまいります。この部分が、ならしが終わった後の初産の牛の頭数でございます。

次の の繰り越し経産牛頭数、これは初産で乳を出すもの以外、経産のものがどれぐらいいるかということでございまして、これもまたわかりにくいんでございまして、 の出発点は、 の経産牛頭数の14年の8月という欄でございます。経産牛の頭数につきましては、私どもの統計の方から毎年2月、8月に実数が出てまいります。したがって、この14年の8月というのが実数として統計上の数値として出てまいります。

この実数の数字112万9,000頭から出発いたしまして、これが の欄の14年8月の1,129,000が1段落ちて の3段目1,129,000というところにきておりまして、先ほどのもうひとつ左の の欄の2万416頭という初産のものに、この計算のものを足し合わせたものが、 の月初め経産牛頭数でございます。

ここまでが8月の頭数を求めるプロセスでございまして、次に9月のプロセスはこの8月の実数に減耗率を掛けまして、 2万1,400という減耗頭数を出しまして、それを前月の頭数から差し引くということで、 の欄の9月の112万8,016頭というものを輸出してくるということでございます。この作業を順々に繰り返していったものが の欄でございます。この の欄で月別の頭数というものを推計したということでございます。

この月別の頭数に対しまして1頭当たりの乳量を で掛けることになっておりまして、これにつきましては15年の1月までにつきましては統計上の数値がございまして、これはそれを用いております。その後につきましては、基本的にトレンドをとり、一定の計算を行って、 の15年2月以降の数字を出しておるということでございます。

これをそれぞれ乗じまして数量になったものが でございまして、これを15年の4月から16年の3月まで足し上げたものが838万4,000トンということでございまして、ここまで来るのに時間がかかりましたが、これが来年の全体の生乳生産量ということでございます。

それから、控除すべき自家消費量等につきましては12ページ以下に掲げてございます。まず、自家消費量につきましては、これは基本的に余り大きなフレは各年でございませんで、一定のトレンドで見込みまして、ことしの場合は8万6,000トンという形で見込んでおるところでございます。

その次の3の飲用の消費量でございます。これは学校給食向けの牛乳の供給量と学校給食以外の一般の消費量の原乳に大きく分けてございまして、前者につきましては学校給食対象児童数との関連が強いものですからそちらから推計をし、それ以外の一般の消費量については、別途従来から使っております消費関数を用いまして算出するという形でございます。これらにつきまして計算をいたしますと、今年度の数値につきましては12ページの上の方の3のところでございますが、500万トン～503万2,000トン程度ということで、推計をさせていただいております。

それから、その他向け生クリーム、チーズ等のものにつきましても、これも過去のトレンド等を使いまして、124万6,000トンという形で推計をさせていただいております。

以上の作業によりまして、先ほどの全体の数量からこれら控除すべきものを差し引くということを行いまして、限度数量が210万トンという形で算出をさせていただいております。

14ページ以降につきましては生乳需給表等の参考資料でございますので、時間の関係もございまして説明は割愛させていただきたいと思っております。

私からの説明につきましては、以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

次に、食肉鶏卵課長から指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

本川食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長でございます。

それでは、指定食肉、資料3 - 2でございますが、朗読をさせていただきます。

諮 問

畜産物の価格安定等に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成15年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

それから、追加資料3 - 3でございますが、肉用子牛の保証基準価格等についての諮問でございます。

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成15年度の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、朗読いただきました諮問に関連し、食肉鶏卵課長から御説明の方をお願いいたします。

本川食肉鶏卵課長 まず、資料4でございますが、諮問の具体的な価格等が掲げられております。いずれも14年度と同じ数値と相なっております。

後で御説明を申し上げますが、基本的に5年とか7年といったような一定期間の需給実勢を勘案して算定する方式を採用しておるということで、短期間の増減がなされてしまうというようなことでありますとか、飼料費が増加しておる一方で、規模拡大に伴う労働費の減少といったものが増減を相打ち消すような格好になっている場合がございます。

それからもう一つは、5円単位あるいは千円単位で丸めるということになっておりますので、前年と同額という諮問数値になっておるわけでございます。

続きまして、資料6-1から具体的な内容について御説明を申し上げたいと思います。まず、資料6-1でございます。これは指定食肉の安定価格の算定要領でございます。具体的にどのような算定をするかということを書いておるものでございます。簡単に御覧をいただきたいと思います。

まず、1ページでございます。先ほども少し申し上げましたように、指定食肉の価格につきましては、需給実勢方式によって算定をするということにいたしております。通常、豚肉・牛肉等の価格は需給の実勢による市場で自由競争の原理に基づいて価格形成がなされているということで、安定価格につきましても、過去の一定期間の価格あるいは平均的な生産費をベースとして算定年度に見込まれる状況を織り込んで算定をするということで、従来からそういう方式をとっております。

豚肉につきましては、1ページに書いてございますが、基準期間を直近5年間。これはピククサイクルと言われておるようでございますが、豚肉につきましては、この5年という期間で価格なり需給が変動するということで、経験的に得られている期間でございます。この5年間という期間の肉豚農家の販売価格、それに生産費指数を掛けまして、これに枝肉に換算する係数なり定数を掛けたり足したりいたしまして、指定食肉の枝肉卸売価格を出します。さらにそれを一定の過去の経験から得られます変動係数で価格帯の幅を開くということで計算をしております。

今申し上げましたような事柄を式にいたしますと、そこにある $P =$ という式になるわけでございます。P0というのが基準期間、直近5年間の肉豚農家の販売価格でございます。Iといいますが、基準期間に対する、これから算定しようとしております15年度の肉豚の生産費の変化率、直近のものまで織り込んだ変化率でございます。これを枝肉に換算をする。これは一定の回帰式から得られた乗数と定数、これを係数と定数を掛けたり足したりいたしまして枝肉に換算をいたしまして、それを変動係数で幅に開くという形で算定をいたすことに相なっております。

2ページ以降は、そのそれぞれの要素につきまして、どのように求めるかということが書いてございまして、まず(1)であります。基準期間の肉豚農家販売価格P0でございますが、平成10年2月から直近でございます平成15年の1月までの5年間の肉豚農家販売価格(ただし)と書いてございますが、後でごらんをいただきますが、少し異常値を修正いたしまして、これを平均して算出するというようにいたしております。これは後で具体的に御覧をいただきたいと思っております。

生産費指数につきましても、基準期間の生産費における、アでございますが、各費目の実質費用をそれぞれ費目ごとに計算をいたしまして、イでは実質費用の価格算定年度の生産費における実質費用を算出いたしました。

それから、今度は物価の指数をそれぞれ過去の期間、直近ということで出しまして、これら

を右の上でございますが、生産費指数の計算としては、費目ごとにそれぞれ実質費用と物価指数を乗じて得られる費用合計を、過去のものを分母として、算定年度の推計を分子といたしまして除して、算出をするということでございます。

枝肉換算係数につきましては、過去5年間の指定食肉の枝肉卸売価格と肉豚の農家販売価格の回帰関係から m と k を求めて算定するという事に相なっております。

安定価格帯の変動係数でございますが、過去の経験から $\pm 14\%$ ということに相なっております。

次の4ページが、牛肉の価格の算定でございます。基本的には今申し上げましたような需給実勢方式をとっているわけでございますが、幾つか相違点がございまして、一つは安定価格算定の基準期間、これが直近の7年間でございます。豚肉の場合にはピックサイクルということで5年を周期に変動しておるということでございますが、牛肉の場合にはキャトルサイクルということで、直近7年間の期間をとって算定するという事に相なっております。

もう一つは、和牛と乳用牛2種類の牛があるわけでございますが、この安定価格につきましては、それぞれの $B_2 \cdot B_3$ という規格の牛についての価格を定めるということになっておりますので、下の式を御覧いただきますと、それぞれ P_{0w} 、これは和牛でございますが、それからその右側のもう一つ(P_{0d})と書いてございますが、こちらは乳用雄、それぞれを求めまして、それを一つの価格帯に統合する形で算定をするということになっておりまして、その具体的な求め方につきましてはまた後で御覧をいただきますが、5ページの(1)で基準期間の肉牛の農家販売価格なりにつきましては、それは P_{0w} 、 P_{0d} 、去勢肥育和牛、乳用雄肥育牛それぞれについて、平成8年2月から平成15年1月までの7年間の農家販売価格を、異常値を排除した上で平均をして求めるということになっております。

それから生産費指数、これにつきましても、去勢肥育和牛、乳用雄肥育牛のそれぞれについて算出をするということになっておりまして、基準期間の生産費における各費目の実質費用なり何なりにつきましても、それぞれ別個に求めるということになっておるところでございます。

6ページにお願いいただきまして、(3)の枝肉換算係数、定数につきましても、これにつきましては、それぞれの枝肉ベースの価格を求めた上で、この3つの回帰といいますが、指定食肉(去勢牛肉)の枝肉の卸売価格に対する去勢和牛と乳用雄肥育牛のそれぞれの回帰関係を求めまして、その関係式を求めて算出するという事になっております。

今度は変動係数で安定価格帯に中心価格を開くわけでございますが、前年度と同様に $\pm 13\%$ で変動係数をとらえて計算することに相いたしておるところであります。

これを具体的に算定いたしましたのが、豚肉については6-2でございます。これをござらんいただきたいと思っております。まず資料をお開けいただきますと、1ページに算式が出ております。その上の $P=$ 云々といえますのは、先ほど資料6-1で御覧をいただいた算式でございまして、それに具体的な今回の算定で数値を当てはめましたのが(2)にございまして、基準期間の肉豚農家販売価格、5年間の肉豚農家販売価格の平均が279円、これに生産費指数0.959というのを掛けまして、今度は1.546という係数と9.55という定数で枝肉に換算をいたしまして、これを0.14の数値を使って価格帯に設定をし直すということで計算をいたしましたのがこういう形でございまして、そのそれぞれについて以下御覧をいただきたいと思っております。

まず最初の279円、基準期間の肉豚農家販売価格につきましては、次の2ページにその根拠となるものが載っております。左側の表の平成10年2月から平成15年1月まで肉豚農家販売価格というものが、実際値というところに数値が当てはめられております。ただ、これにつきましては、右側の注)2というところにございまして、枝肉卸売価格が安定基準価格を下回って

いる場合、あるいは上回っている場合につきましては、その安定基準価格あるいは安定上位価格に見合う農家販売価格に修正をするということを従来からやらせていただいております、その修正をする際の見合う価格というのは、その注) 2の下の方に式がございますが、このような回帰式で枝肉卸売価格の安定基準価格、安定上位価格それぞれに見合う肉豚農家販売価格というのを求めて、それを置きかえることにいたしております。

例えば平成10年の6月でございますが、ここは枝肉卸売価格が571円ということになっておりまして、安定上位価格505円を超えておることとございまして、右の平成10年度のところを見ていただきますと、右側に価格として315円という農家販売価格が置かれておりますが、571円、505円を超えておる場合には安定上位価格に見合う農家販売価格315円に置きかえる。こういう作業をいたしまして、この置きかえたものと置きかえないものをそれぞれ通算平均いたしますと、この修正値という欄の一番下にございまして、ここに279円というものが出てまいるわけでありまして、これを1ページの式の279円のところに代入をして求めていく、ということになっておるわけでございます。

3ページが生産費指数ということでございまして、これにつきましては q_0 から q_1 、 p_0 、 p_1 という形で求めまして、それをそれぞれ費目を合計したものを $q_0 p_0$ を分母といたしまして $q_1 p_1$ を分子として求めるということになっておるわけでございますが、まずこの基準期間における生産費における各費目の実質費用につきましては、次の4ページはそれぞれの費目ごとの q_0 なり p_0 あるいは q_1 、 p_1 の掛け合わせたものを一覧表にしたものでございまして、例えばこの q_0 というのは、次の6ページにそれぞれ10年から14年までの実質的な費用がそれぞれ費目ごとに計上されておりました、例えば一番上の労働費でございますが、10年、11年、12年、13年、14年ということで、そこにそれぞれ4,733円から4,295円まであるわけでございますが、これを平均したのが4,515円。これを、1ページ前へ戻っていただきますと、4ページの q_0 というところの一番上に4,515円ということで当てはまってくるわけでございます。

以下8ページに、 p_0 、10年から14年までのそれぞれ物価指数の平均が求められて、これがさらに4ページに入ってくるという形に相なるわけでございます。

q_1 につきましては、6ページの例えば労働費であります、10年、11年、12年、13年、14年の趨勢をとりまして、15年の労働費なりそれぞれの費目の p_1 、 q_1 というのを求めるということになって、そのように計算をして出してくることにいたしておるわけございまして、それぞれこの基準期間の費目、実質費用と物価指数を掛けて名目の費用を出しまして、それをそれぞれ足し上げたものが、戻っていただきまして3ページの(2)の試算の分母2万5,099円ということになるわけございまして、新しい算定の各算定年度15年度の q_1 と p_1 を掛け合わせたものにつきましては2万4,074円ということでこれを計算いたしますと、0.959ということになるわけでございます。この0.959を1ページの279円 \times 0.959ということで、基準期間の農家販売価格、生産費指数を掛けまして、各算定年度の肉豚の生産費の変化率を掛けて267円56銭という価格を求めるわけでございます。

今度はこれを枝肉に換算するという作業が残っておるわけございまして、それが9ページでございまして、指定食肉の枝肉卸売価格と肉豚農家販売価格の回帰関係を求めますと、その下の試算にありますような $Y = 1.546X + 9.55$ という計算になるわけございまして、これを式に当てはめて計算結果を出しておるわけでございます。

これをさらに0.14という変動係数で価格帯に開くということで計算をいたしましたのが、先ほど諮問でごらんをいただいた豚肉の安定価格の数字でございます。

それから、次が資料の6-3でございますが、資料の6-3は牛肉について同じような計算をしたものでございまして、1ページを御覧いただきますと、試算というところに基準期間7年と書いてございます。先ほど7年と申し上げましたが、この7年のものについて価格を求めるわけでございます。例えば和牛の基準期間の農家販売価格1,053円と書いてございますが、これは右側の2ページのところに1,053円というのが、先ほど御説明申し上げたのと同じように安定価格帯の上あるいは下にあるようなものについては修正をするということで、それぞれ修正をして置きかえたものを平均すると、修正値の右側の一番下にあります1,053ということで、求められる価格がここに書いてございます。

同じように3ページでございますが、これは乳用雄肥育牛の基準期間の農家販売価格を求めたものでございます。右側の農家販売価格の修正値のところに443円というのが書いてございますが、これが乳用雄の基準期間の農家販売価格でございます。

それから、それに乗じます生産費指数につきましても、先ほど豚で御説明したのと同じように、例えば5ページでございますが、去勢肥育和牛につきまして、それぞれ生産費調査に基づいて、過去7年間の平均値を、例えばq0は出してあるわけでございますが、このような形で求めてq0とp0を掛けたもの、それからq1とp1を掛けたもの、それぞれ前者を分母にして、後者を分子にして除して出したのが和牛の生産費指数でございます。

乳牛の生産費指数につきましては、13ページでございますが、同じように生産費調査に基づきまして、労働費から始まるこのような費目につきましてそれぞれ求めて q0 p0あるいは q1 p1 いうのを出しまして、前者を分母にして、後者を分子にして生産費指数を求めるといって計算をして、式に当てはめてあるわけでございます。

今度はこれを枝肉に換算する作業が必要になるわけでございますが、これにつきましては21ページでございますが、豚肉と違いまして、指定食肉の枝肉卸売価格、去勢肥育和牛と乳用雄肥育牛、この三者の回帰関係を取りまして、下にありますような、 $Y = 0.493X_w + 1.406X_d - 152.41$ という回帰関係式を算出いたしまして、これに当てはめて、最終的に0.13の変動係数を乗じまして安定価格帯を算定するというやり方で、牛肉について算出をいたしておることでございます。

以上が、指定食肉の安定価格の算定の内容でございます。

次に、肉用子牛の保証基準価格と合理化目標価格につきまして、6-4から6-6までの資料を用いて御説明をさせていただきます。

まず、6-4をお開けいただきたいと思っております。肉用子牛の生産者補給金制度は、前回も少し申し上げましたが、牛肉の輸入自由化が肉用子牛の価格に及ぼす影響に対処するために、肉用子牛の実勢価格が低落をし、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対して生産者補給金を交付するというを目的としておりまして、保証基準価格は肉用子牛の生産条件、需給事情、その他経済事情を考慮して肉用子牛の再生産を確保することを旨として定める、ということにされておるものでございます。

その保証基準価格につきましては、1ページにありますように5種類について区分ごとに算定をするということになっております。それから、その肉用子牛の保証基準価格については、基準期間を自由化前の7年間ということで設定をいたしてありまして、具体的には昭和58年の2月から平成2年の1月までの7年間の和子牛なり乳子牛の農家販売価格を平均して算出することになっております。これは、自由化の影響が生じていない時期における実勢価格を自由化後も確保するという基本的考え方、このような算定をさせていただいているところでございまして、この期間における農家販売価格p0というものに、和子牛、乳用おす牛の品

種ごとの生産費の指数を乗じて、これは農家の販売価格でございますので、それを市場取引価格に換算をするということで、市場取引係数なり定数を加味いたしまして、肉用子牛の市場取引価格というものに換算をして、そこから算出されたものをそれぞれの品種格差係数、例えば和子牛で求めたものに、和子牛と黒毛和種の品種格差、それから褐毛、その他の肉専用種というそれぞれ係数を乗じて算定をするということになっています。これは後で具体的に御覧をいただきたいと思います。

2ページ以降はそれぞれ算定の考え方でございますが、p0につきましては今申し上げたようなことで、後で具体的に御覧をいただきたいと思います。

生産費指数につきましても、基本的には今まで御説明したのと同じような算定の仕方を具体的に後で御覧をいただきたいと思います。

(3)の市場取引係数と定数でございますが、農家の販売価格を市場で取り引きされている価格にするための係数と定数を求めて、式に当てはめていくということでございます。

それから、品種格差係数でございますが、基準期間、昭和58年から自由化前の7年間でございますが、その7年間の指定肉用子牛の市場取引価格と黒毛なり何なりの品種ごとの市場取引価格をそれぞれ求めて、あるいは乳用種については乳用種と交雑種の市場取引価格の関係から格差を求めて、係数を算定をするということでございます。

4ページ以降は合理化目標価格についての考え方を整理させていただいておりまして、この合理化目標価格につきましては、輸入牛肉に対抗し得る国産牛肉を生産するために必要な子牛の価格水準を求めるということでございまして、その考え方につきましては4ページの上から書いてございますが、一定期間における輸入牛肉の価格に関税なり諸経費を乗じて、輸入牛肉が国内に入ってくるときの部分肉価格を算出します。

これに対抗し得るような国内の牛肉を生産するために必要な肥育経営における肉用子牛の価格のあり方というものを算定するわけでございますから、輸入牛肉が国内に入ってくるときの価格というものをまず求める。これに輸入牛肉と国産牛肉の品質格差というものを乗じまして、品質格差を考慮した輸入牛肉に対抗し得る国産牛肉の部分肉価格というものに置きかえまして、これに肥育牛の換算係数なり定数を加味いたしまして、そういう輸入牛肉に対抗するような肥育牛1キログラム当たりの農家販売価格に換算をいたしまして、これにさらに体重を掛けて、輸入牛肉に対抗し得る1頭当たりの肥育牛農家販売価格というものをを出しまして、そこから合理的な費用の額、これは子牛以外の費用の額でございますが、それを控除して肉用子牛の農家購入価格というものをを出して、これをさらにまた市場の取引価格に換算をする。ちょっとややこしいんですが、具体的に後で御覧をいただくことで御理解をいただきたいと思います。そのような形で算定をするというのが合理化目標価格でございます。

これを、それぞれについて御覧をいただきたいと思っておりますが、6-5が肉用子牛の保証基準価格についての算定でございます。資料をあけていただきますと、1ページが今資料6

4で御説明をいたしました算式が書かれてございまして、その右の2ページが今年のそれぞれ当てはめた数値になっております。Pw、和牛でございますが、これについては黒毛、褐毛、その他の肉専用種ということで、3種類の数値がそれぞれ入って計算がなされております。

その下のPdにつきましては、乳用種、交雑種につきましてそれぞれ2種類の数値が入ってございます。

具体的に御覧をいただきたいと思いますが、3ページをお開けいただきたいと思いますが、基準期間の肉用子牛農家販売価格につきましては、和子牛の統計がございまして、これにつきましては、異常な数値を除きまして、それぞれ採用する数値を決めまして、これを平均したもの

がこの自由化前7年間の平均値でございまして、右の4ページの下30万2,660円ということで、過去採用してきておる数値でございまして。

次の5ページ、6ページが、乳子牛につきまして、それぞれ数値を異常なものを除きまして、採用したものを平均したものが6ページの16万7,246円、これをそれぞれベースにして基準期間の農家販売価格にいたしまして、これに生産費指数を乗じて求めていくということを行っております。

7ページが生産費指数の計算の結果でございまして、これを計算するに当たりまして、9ページ以降、先ほど指定食肉のところを御覧いただきましたような基準期間の生産費、及び15年度に見込まれる生産費を計算するためのバックデータが、9ページからが黒毛和種、17ページからが褐毛和種で、18ページがその他の肉専用種、このような数値をそれぞれ用いまして、それぞれの生産費指数を求めるということになっております。19ページが、乳用種について求めるということになっておるものでございまして、交雑種については27ページということに相なっております。

29ページが、農家の販売価格を今度は市場で取り引きされているものに換算をするということでありまして、和牛、乳用種それぞれにつきまして回帰式によって、この29ページの3の(2)にあるような係数あるいは定数を求めて、式に当てはめておるわけでございまして。

その下につきましても、それぞれ品質格差の係数というものを求めまして、黒毛和種なり褐毛和種、その他の肉専用種の市場取引価格を分子にいたしまして、黒毛、褐毛の指定肉用子牛の市場取引価格、先ほどデータでとっておりましたものとの関係をそれぞれ求めまして最終的に当てはめることで、それぞれの品種の保証基準価格を求めるということにいたしております。

2ページに戻っていただきまして、今申し上げたデータをそれぞれ使いまして、例えば黒毛和種でございまして、先ほどの基準期間の販売価格30万2,660円に黒毛和種の生産費指数0.931を乗じまして、これに市場取引換算は同じ係数と定数1.095を掛け5,683を引きまして、これにそれぞれの品種格差係数を乗じまして、結果30万4,000円というのを求めるということになっておるわけでございまして。

以下それぞれ同じような計算式で求めたものが、先ほど冒頭にも説明をいたしました保証基準価格でございまして。

それから、資料の6 6でございまして、これが合理化目標価格の具体的な算定でございまして、資料を開けていただきますと、1ページは先ほど御覧いただいた数式でございまして、2ページに出てございまして、輸入牛肉に対抗し得るということで輸入牛肉の価格というものをもまず求めておりました、これが483.33円。これにつきましては、次の3ページにその求め方が書いてございまして、それぞれ代表的な豪州産の冷凍牛肉、それから豪州産の冷蔵牛肉それぞれシェアを掛けまして、これに豪州のシェアも掛ける。それから、米国産の冷凍品、米国産の冷蔵品それぞれの価格にシェア、米国のシェアを掛けて、これに直近5年間の外国為替相場の平均でございまして、それを乗じまして求めるということにいたしております。

それから、それに乗じまず関税率なり諸経費につきましては、4ページの右側にございまして、現在、牛肉の関税は38.5%でございまして、38.5%に諸経費の7%、消費税の5%を足しました1.505を輸入牛肉価格に乘じまして求めるということになっております。これで、左側で求めたような代表的な輸入牛肉が国内に入ってきたときの部分肉価格が求められたわけでございまして、これにそういう外国の肉と国産の肉との品質格差係数というものを4ページの下で求めておりましたが、このような形で求めた係数を掛けることによって、そういう輸入牛肉に対抗しなければいけない国産の部分肉価格が求められるわけでございまして。

5 ページでございますが、そうやって求められた国産の価格を、これは部分肉価格でございますから、肥育牛に換算をする。1 キログラム当たり肥育牛の価格に換算をしていくということで、これはそれぞれ去勢和牛と乳用雄の農家販売価格、それから去勢和牛と乳用雄の部分肉価格、この回帰から数値を求めまして、これに出荷体重を掛けることによって、そういう代表的な輸入牛肉に対抗し得る国産の部分肉価格を生産するために必要な肥育牛価格に換算がなされるわけでございます。

その肥育牛の価格から、今度は6 ページにありますような肥育に要する合理的な費用の額というものを求めまして、これはもちろん素畜費を除いて、そういう肥育牛を育てるためには合理的な費用というのはどの位の費用がかかるのかということをもとめて、これを引くことによって、そういう輸入牛肉に対抗し得る国産の枝肉価格、それを生産するために必要な肥育牛、その肥育牛を育てるために必要な素牛の農家の販売価格が求められるわけでありまして。

7 ページにまいりまして、その農家の販売価格を今度は市場の取引価格に換算をするということで、これも回帰式により和子牛、乳用種をそれぞれ換算をして、今度はさらに7 番で品種格差係数を掛けまして、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種、交雑種という形で求めるということで合理化目標価格を求めたわけございまして、それが資料4 で御説明をいたしました合理化目標価格ということで、本日諮問をさせていただいた数値になるわけでございます。

私の方からは以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

要求資料説明

生源寺部会長 以上で事務局からの説明が一応終わったわけでございますが、続きまして、2月24日の当部会において委員の皆様から御要求のありました資料につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

まず、前回の小林委員の御質問に関連して、食肉鶏卵課長から牛肉のトレーサビリティに関する資料と牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案の概要について、御説明をお願いいたします。

本川食肉鶏卵課長 委員要求資料の資料1 を御覧いただきたいと存じます。「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案の概要について」と書いてございますが、こういう名前の法律を今国会に提出をしておりますところでございます。

資料の5 ページを御覧いただきたいと存じます。この法律を提出した背景でございますが、前回も少し申し上げたかと存じますが、まず現状、牛肉に対する消費量、購入数量でございますが、対前年同月比と書いてございますが、昨年9月以降は12年と比較をしたグラフでございます。これで御覧いただきますと、平年といえますが、発生前と比べまして、この数値で83%とまだ完全に100%には戻っていないというのが今の消費の現状でございます。直近、これは出ておりませんが、1月は78%にさらにダウンしてあるという状況でございます。

一方で、消費者の方々にアンケートをいたしますと、安全性に不安を感じる食品というのがそこに出ておりますが、第1位に牛肉が上がってくる。それから、その下の牛肉購入量ということで消費者モニターの方々にお聞きをいたしますと、発生前から全く購入していないという階層がまだ16%。さらに減り続けているという階層が21%。以前より少ないが発生前よりはまあ増えているかなというのが31%。まだこういう状況でございます。これらの方々にお

聞きをいたしますと、全頭検査をしても不安が残っているという御回答をいただいております。

それから一方で、トレーサビリティシステム制度の実施につきましては、安全・安心につながるで行うべきという回答をいただいております。これ以外にもほとんどすべての都道府県、あるいは関係のところから、トレーサビリティ、牛肉についてはそういうシステムを実施すべきであるという御要請をいただいております。

一方でヨーロッパでございますが、BSEが発生して以降、牛肉については生産段階から小売段階まで耳標番号を伝達することを義務づける仕組みが、EUの規則で設けられておまして、そのようなことを勸案いたしまして、1ページに戻っていただきまして、「趣旨」のところに出てございますが、BSEの蔓延防止措置の的確な実施あるいは牛肉の安全性に対する信頼確保を図るという観点から、以下申し上げますような制度を国会に御提案申し上げているということでございます。

ポイントは、一つは生産段階の措置でございます。1ページの1でございますが、国、これは家畜改良センターという独立行政法人に事務を委任するわけでございますが、そこに個体識別台帳、要はデータベースでございますが、そういうデータベースを設けて情報を管理するというところでございます。

それから、牛の所有者の方々に、牛が生まれましたら届け出をしていただいて耳標をつけていただく。それから、牛を譲り渡したり譲り受けたりした場合には届け出をしていただく。これによりまして、牛が今どこにいるかということセンターのデータベースできちんと管理ができる。そういう仕組みが構築できるのではないかと考えておるところでございます。

時間の関係でポイントだけ申し上げますが、次のページが流通段階の措置でございます。流通段階の措置につきましては、基本的には対象となる牛肉につきまして耳標についております10桁の番号をと畜場以降も伝達をしていただいて、消費者の方々にお届けをすることを原則といたしますが、幾つか例外なり、あるいは論点がございます。

一つは、対象となる牛肉をどうするかということでございます。例えばミンチ肉でありますとか切り落とし肉、あるいはコーンビーフでありますとかいった加工品、このようなものにつきましては対応する牛の特定に極めてコストなり手間がかかるということ、あるいは牛が特定できたとしても数が極めて多数に及ぶということなどを勸案いたしまして、ひき肉、小間切れといったものについては農林水産省令で対象から除く、という措置をとりたいと考えております。

対象となる事業者につきましては、情報伝達を基本的には販売業者の方をお願いするというところでありますが、外食事業者の方々にも精肉を主たる材料として提供されるような、例えばステーキ店でありますとか、できるところでございますが、そういうところについては政令でそういう料理なり業を指定することによりまして、この法律の対象にし得るという内容にいたしております。

それから、「牛肉販売業者の講ずべき措置」のところを書いてございますが、ロット番号の表示というものを認めることにいたしております。例えば、スーパーで売られているパック牛肉につきましては、複数の牛の肉をベルトコンベヤーに乗せましてパック詰めをするということでございますので、そのような肉につきましてはロット番号の表示を認める。ただし、書いてございますが、対応する複数の牛の頭数を一定以下にさせていただく。あるいはそのロット番号に含まれる牛については、消費者の方々の求めがあればそれにきちん情報提供をしていただく。こういうことを法律上きちんと明記をした上で、ロット番号の使用をやっていただくとい

うことにいたしたいと考えております。

以上、この法律のポイントでございますが、次の3ページをお開けいただきたいのであります。以上のようなこの法律の仕組みを担保するために、予算措置ではございますが、3ページの波線で囲ってある部分に御注目をいただきたいのであります。と畜場の段階ですべての枝肉から小さい肉片を採取させていただきまして、それを小さいビニール袋に入れて冷蔵庫で保管をすることにいたしたいと思っております。とりあえず制度の立ち上がりは、と畜される牛が年間130万頭でございますので、この130万頭の牛から小さい肉片をとって保存をしておくということにいたしたいと思っております。

一方で、今度は食肉小売店の方で肉をランダムに抽出して買ってまいりまして、そこに書いてある番号とと畜場段階でとって保存しておいた肉片の番号を、それぞれ照合する肉片を持ってきてそこでDNA鑑定をして、その番号に見合うものがきちんと流通しているのかどうかということを検証する仕組みを予算措置で設けて、途中段階でいろいろと間違いも起こるかと思っておりますが、このような措置を設けることによって制度の立ち上がりをスムーズにしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは次に、内藤委員から御要求のありました肉用牛経営について経営単位の所得の状況について、御説明をお願いいたします。

本川食肉鶏卵課長 引き続き御説明を申し上げます。7ページをお開けいただきたいと存じます。「肉用牛・養豚経営の状況」ということでございます。この手の資料につきましては、私ども利用できるのは、「農業経営の部門別統計」というのがございまして、ただ、この部門別統計というのは肥育牛部門というのがあるのですが、飼養牛の種類ごとには区分されておらないということで、去勢若齢肥育牛による経営と、要は和牛経営です。それとその乳用雄肥育牛による経営、これを分けて整理することはできないということで、そこは少し念頭に置いて御覧いただければと思っております。

これを御覧いただきますと、1戸当たりの農業所得ということで見ますと、11年、12年、13年と、511万3,000円が12年は647万6,000円、13年はB S Eの影響だろうと思いますが497万6,000円ということに相なっておるわけでございます。下に規模別にデータがございまして、これを分析してみますと、12年の肥育牛、やはり規模別に違っておりまして、100頭以上の規模になりますと12年で1,139万6,000円。これを平均しますと647万6,000円になるわけでございますが、13年はやはりB S Eの影響で100頭以上層でも1,063万8,000円に減少しておる、という結果になっております。

それから、養豚経営でございますが、これも同じような部門別統計というのがございまして、11年、12年、13年というのはこういう数字に相なっておるわけでございます。一方、その12年を御覧いただきますと、肥育牛1,000頭以上規模層で、あるいは1,500頭以上規模層で、そこにあるような1,261万円あるいは1,749万円という数字だったわけでございますが、これはやはりB S Eの発生に伴う牛肉の代替需要というものがあつたのではないかと前回は申し上げましたが、それは、このデータを見る限りではそこにあるような13年の数字に相なっておるということでありまして、肉用牛につきましても、養豚経営につきましても、いずれも規模拡大のメリットがそれぞれデータとして見られておるということではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは次に、内藤委員、岸委員、矢野委員から御要求のございました畜種別の家畜排せつ物処理施設の整備状況、家畜排せつ物処理利用状況と堆肥の品質について、家畜排せつ物に係る耕畜連携の事業概要及び耕畜連携の進捗状況について、畜産環境対策室長から御説明をお願いいたします。

大野畜産環境対策室長 畜産環境対策室長の矢野でございます。お手元の資料9ページから御説明させていただきます。まず、9ページの上段の表でございますが、2月24日の部会の際に、私の方から畜産農家約15万戸ある中で2万9,000戸については施設整備による対応、家畜排せつ物法の管理基準に適應するための施設整備が必要と申し上げまして、そのうち約半分の1万4,000戸強が整備を12～14年の3年間で終えていると御説明申し上げましたが、内藤委員の方から畜種別の整備実績が御要求ございましたので、上段の表にまとめてございます。

これを見ますと、全体が49.4%の達成率でございますが、乳用牛が47.6、肉用牛は50.5、豚が54、採卵鶏が62.8、ブロイラーが44、馬が28.9とでこぼこございますが、畜種おしなべてほぼ半分程度ぐらいの整備率という状況になっております。

それから、下段の表の方でございますが、これは矢野委員の方から資料の御要求がございました畜種別の整備費用ということでございます。注1にございますが、事例は農業経営統計調査、先ほど食肉鶏卵課長の方から説明がございました農業経営部門別統計の中の1戸当たり平均頭数に近似した経営規模のものというのを、事例としてピックアップしてみました。

酪農経営、全国でいきますと、整備費用が堆肥舎でございますが640万程度、北海道の場合は65頭規模で550万円程度、肥育牛経営でございますが、80頭規模で堆肥舎は680万円程度。

養豚経営、これは2種類掲げております。1つはふん尿と敷料でございます。これは合わせて処理するタイプ、攪拌発酵施設で処理するタイプで、1,200頭規模で整備費用が2,482万9,000円、浄化処理する方が990頭規模で2,257万5,000円ということでございます。

それから、10ページでございます。10ページは、矢野委員の方から御要求ございました家畜排せつ物処理の利用状況と堆肥の品質について、でございます。まず、家畜排せつ物の処理の利用状況でございますが、1に家畜排せつ物の農地面積当たり還元量というものをお示しさせていただいております。これは、平成12年に都道府県の整備計画を策定いたしましたときに、それぞれの県におきまして家畜排せつ物の排出量、それから農地への投入量というのを調べておりますので、これは地図の方に落しております。

地図の左上の方に判例が載っておりますが、これは窒素換算でございますが、この資料ですと真っ黒に見えるかと思いますが、1ヘクタール当たり窒素換算で200キログラムを超える農地への還元量があるところが、これは見ていただければ一目瞭然でございますが、群馬、愛知、香川、南九州宮崎、鹿児島でございます。

2で家畜排せつ物の量と農地の受け入れ可能量との関係、窒素換算で示させていただいております。まず、全国ベースで見ますと、ふん尿量を窒素換算いたしますと65万トンということは先日御説明させていただきましたが、この65万トンのうち10万トンほどは堆肥化の過程で脱窒という行為で失われる。6万トンほどは今浄化処理されております。したがって、こちらの横棒グラフの真ん中の方に「家畜排せつ物の還元量」と書いてありますが、49万トン程度は農地に還元されているということでございます。

農地全体の受け入れ可能量でございますが、下の方に書いてありますが、全国ベースで見ますと114万トンでございます。このうち48万トンは化学肥料を使っております。それから、窒素固定によって自然に窒素供給される分が18万トンでございますので、家畜排せつ物の還元量と

しては49万トンということで、先ほどの全国ベースで生じます65万トンから10万トン、6万トンを引いた49万トンとうまくバランスするということが、全国ベースで見れば、家畜排せつ物の農地への還元量と農地の方の受入量というのはバランスするということがございます。

ただ、矢野委員の方から「代表的なところで」ということがございましたので、あえて地図の黒いところ、宮崎、鹿児島で還元量と受入量のバランスを同様の方法で計算してみました。これをグラフに落したのが下のものですが、南九州宮崎、鹿児島2県ですが、この場合は受け入れ可能量が6万9,800トンに対して、化学肥料、家畜排せつ物、窒素固定というものを勘案しますと、実際に農地へ投入される窒素の量が7万8,700トンということで、3,800トンの過剰という状況になっております。

宮崎では、例えば鶏ふんの焼却施設、通常の方法ではなくて焼却させて、これは熱をとるわけですが、そういった取り組みがございますし、鹿児島ではメタン発酵というプラントもできております。こういった地区においては、通常の家畜排せつ物の処理方法に加えてそういった取り組みも推進していくことが必要だと思っております。

11ページでございますが、引き続きまして、矢野委員から御要求がありました堆肥の品質について、でございます。財団法人の畜産環境整備機構の畜産環境技術研究所というのが福島県にございますが、平成12年度から全国の堆肥センターから堆肥のサンプルを集取いたしましたして、これの成分分析をやっております。成分分析することによって品質保証し、堆肥の利用を促進するという目的のもとに12年度からやっております。

サンプリングの方法は省略させていただきますが、分析項目は下の方の表に掲げたとおります。代表的なところで、水分、灰分、pHといったようなところ、それから下3行目からございますが、肥料取締法で規制基準が決められております銅、亜鉛といったようなところまで調べさせていただきます。

12ページに、12年、13年、14年と3カ年にわたって総計423カ所になりますが、その分析結果を示させていただきます。事細かに見ていく時間はないのですが、平均のところと先ほど前ページに掲げました基準を比較すると、全体で見れば品質条件にほぼ合致した堆肥がつくられている。そういうサンプルが送られてきたということでございます。

留意事項としまして「その他」0157、サルモネラ、クリプトスポリジウムといったものも検査してございまして、合計423の検体の中で1検体だけが陽性であったということですが、それ以外はすべて陰性でございました。抗生物質については、すべて陰性という結果になっております。

13ページでございますが、岸委員の方から御要求のありました「家畜排せつ物に係ります畜産連携の進捗状況及び事業概要」ということでございます。まず進捗状況でございますが、1番と2番の2つに分けております。1番目は共同施設の場合、いわゆる堆肥センターを代表とする共同の家畜排せつ物処理施設、全国2,326カ所の集計結果でございますが、その状況と、下の方は個人で処理している施設の状況を取りまとめております。

1番の共同利用施設の方を見ますと、共同利用施設で生産されます堆肥の仕向け先の約7割、でございますが、これが耕種農家の方が購入して利用しておられるという調査結果になっております。

それから、2番目の個人処理施設についてでございますが、まず経営耕地、自分の土地に還元するというのが35.9%あるわけですが、そのほかに耕種農家の方に向かっていられると思われるものが、の販売のうちアのa耕種農家との契約7.2%でございますが、これはあらかじめ契約を締結して、安定して決まった耕種農家の方に販売しておられるのが7.2%です。bのその他

というのがなかなか区分しづらいのですが、契約によらずに耕種農家の方に販売しているというものも相当数含まれていると思いますが、これは16.3%でございます。 にございますが、敷料との交換が7.6%。 耕種農家等へ譲渡と書いてありますが、無償譲渡でございます。無償で譲り渡す分が16.3%ということで、明らかに耕種農家に行きますものが のアのaと との合計31.1%、プラスアルファ のbのその他の相当部分16.3%が耕種農家の方に仕向けられていると推測しております。

14ページでございますが、これは詳細に御説明させていただいている時間はないのですが、先ほどの13ページの表の一例ということで事例を紹介させていただいております。これは「広島県のS町」と書いてありますが、農林水産大臣賞を受賞されたところで、町全体で土づくり宣言というのが策定されまして、排せつ物は堆肥化する、堆肥は地力増進に活用する、それを通じて品質生産性の向上を図って、そういった製品を消費者の方に供給するといったような宣言を策定しておられまして、下のような方式で、これが酪農家、肉用牛、鶏と3つの堆肥センターで処理しているのですが、処理したものを参加畜産農家の飼料畑あるいはその町内外の耕種農家の方に販売しておられるということで、耕畜連携の一例として事例を挙げさせていただきました。

15ページでございますが、こういった耕畜連携の取り組みを支援するための主な事業ということで、1番にバイオマス利活用フロンティア推進事業、2番に畜産環境緊急特別対策事業というものを掲げさせていただきました。

バイオマス利活用フロンティア推進事業におきましては、(3)の事業内容にありますとおり、耕畜連携を進めるための協議会の開催であるとか堆肥の流通の指導、それから、これはおもしろいのですが、需要者と供給者の相互のリストやマップの作成・配布、堆肥の投与効果を実証する展示であるとか表示のためのパンフレットの作成、あるいは堆肥の共励会といったような取り組みに支援させていただいております。

2番でございますが、こちらの方は(3)事業内容でございますように、主に堆肥センターの活動を支援するという中身になっておりまして、 にございますように全国、都道府県段階、地域段階がございますが、堆肥センター協議会の開催に対する助成、それから、 にございますが、堆肥を散布サービスするといった場合に1トン500円という助成をする、堆肥の成分分析であるとか堆肥についているパンフレット作成についての助成、それから、先ほど成分分析の話をしていただきましたが、腐熟度測定器と書いてありますが、堆肥が本当に完熟してきちんとした製品になっているかどうかというのを判定する機械を導入するのに助成するとか、

にございますように、この前少し触れさせていただきましたが、畜産環境アドバイザーの養成であるとか堆肥の施用コーディネーターの育成、こういった取り組みに支援することによって耕畜連携促進を目指しているところでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

もう一つ、資料の御説明をいただくことにいたしたいと思っております。本日の部会の開催に際しまして、事前に中村委員から御要求のあった点がございます。諸外国の生乳流通・価格形成の実態と価格安定・経営安定制度についてでございますが、牛乳乳製品課長から御説明をお願いいたします。

荒川牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。

中村委員から御要求のございました資料4でございます。16ページになります。小さい字で恐縮でございますが、主要酪農国ということで日、米、カナダ、EU、豪州、NZというもの

を拾い上げて、直接、その流通価格なり価格安定・経営安定対策というものの御説明とその背景として規模なり個数なりということで、どのような経営形態なのかということも御説明をさせていただこうと思っております。

まず、基本指標の中の上の3つでございますが、戸数、頭数、生乳生産量を整理いたしてございます。生乳生産量を御覧いただきますと、米国及びEUにつきましては日本の9倍～10倍以上ということで、圧倒的な大きな生乳生産量を持っておりますが、豪州、NZ、カナダ、日本につきましては800万トン～1,200万トン程度ということで、同じぐらいの生乳生産量でございます。

それで、生産された生乳の用途でございます加工比率というのがございますが、日本は約6割が飲用向けということであるの対しまして、残りの地区は6割ないし、ニュージーランドに至りましては9割を超える乳製品向けということでございます。基本的に、ニュージーランド、豪州、EUの中の国もございまして、輸出国でございますので、輸出市場に流通させるということで乳製品向けの生乳生産が多いということでございます。

それから、乳価でございます。これは為替の関係等もございまして、一概な比較は難しゅうございますが、そこにございますように、NZ、豪州が一番乳価が低い。それだけ生産性の高い生乳生産が行われておる。EU、カナダ、米国が30円～40円ぐらいということで、NZ、豪州の約倍ぐらいでございまして、日本はEU、カナダ、米国のさらに倍程度ということでございます。

それから、生乳の流通実態でございますが、日本とカナダがほぼ同じような指定団体による一元集荷多元販売制度をとってございます。アメリカにつきましても、比較的小規模な酪農家の皆様方は団体によりまして一元集荷多元販売でございますが、大規模にやっておられる2割程度の酪農家の皆様は、直接乳業と相対の契約を結んでやっておられるというものでございます。EU及びオセアニアにつきましては、基本的に大規模な酪農家が乳業と直接契約をしていると承知をいたしております。

それから、価格形成の仕組みでございます。基本的にどの国も乳業及び酪農家、個人かその指定団体かはございますが、相対で価格を取り決めるというものが基本でございますが、カナダの飲用牛乳のみにつきましては、行政が、これは州政府でございますが、一定の生産費調査等に基づきまして価格を決定しているという仕組みがございます。

それから、価格安定制度及び経営安定制度の欄でございます。細かい字がいっぱい並んでおって恐縮でございますが、まずアメリカでございます。アメリカにつきましては大きく制度が3つございまして、加工原料乳につきましては、支持価格を決めまして、この支持価格を目当てにいたしまして、介入買い入れ等により間接の乳価を維持するという仕組みをとってございます。このやり方はカナダ、EUにもほぼ共通する仕組みでございます。

豪州、NZにつきましては、基本的に輸出国であるということ、それから生産性が非常に高く、ほかの国からの輸入なりは考えにくいということで、基本的には価格安定制度等はございません。乳価は、輸出製品である脱粉、バター、チーズ等の国際価格に連動して乳価が決まるという仕組みでございます。

それから、アメリカに戻らせていただきます。アメリカの二つ目のポツのマーケティング・オーダー制度を持つ地域、これは全生産量の75%程度の地域になりますが、これらの地域につきましては、我が国の指定団体と同じような組織が基準となるような価格を用途別に設定するという仕組みがございます。それから、アメリカの一番最後の欄でございますが、これは2002年農業法で新たに導入されました飲用牛乳につきましての価格補てん支払い制度でございます。

て、昨年からは始まっているものでございます。

カナダでございますが、アメリカ、EU等と共通の間接乳価支持制度、別途生産者補助金というものがございましたが、これにつきましては2002年2月に廃止をされておるということでございます。

EUにつきましては、2004年から直接支払いを導入予定ということでございます。

我が国の欄はいろいろ書いてございますが、各国共通して言えますことは、URなりWTOの流れの中で国内のAMSをいかに緑のものに転換していくかという観点から、従来型の価格支持なり価格政策というものから直接支払いというものへ移行して、WTOの進展に備えていこうという動きが見られるのではないかと承知しております。

それから、一番最初に申し上げなければいけなかったのですが、カナダの欄の生乳の加工比率79.9%というのは、62.4%、アメリカと同じ程度でございます。これは私どものミスプリントでございます。失礼いたしました。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

既に12時を多少回っておりますので、ここで昼食のための休憩をとりたいと思います。午後は1時30分に再開いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、先ほども申し上げましたが、関係の団体から委員の皆様には要請を申し上げたいということでございます。休憩中に1階の第3・第4会議室で要請を受けたいと考えておりますので、都合のつかない方はやむを得ないわけではございますが、皆様方には直ちにそちらの方に御足労いただければ幸いです。なお、所要時間は30分程度と伺っております。それでは、一たん休憩させていただきます。

午後0時18分休憩

午後1時30分再開

質 疑 応 答

生源寺部会長 それでは、部会を再開いたしたいと思っております。

これ以降、諮問事項に関連いたしまして、委員各位の忌憚のない御意見、御質問等を承りたいと思っております。なお、冒頭にも申し上げましたが、3時をめぐりに若干の休憩をとり、休憩の後には意見開陳等に移らせていただければどうかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

どなたからでも結構でございます。

江藤委員。

江藤委員 3つ、4つお願いをしたいと思っております。

1つは、今、酪農が全国的にブロック指定団体になっています。乳成分が日本全国大体統一をされています。乳価もだんだん下がっていくし、酪農家の皆さんも経営上、排せつ物の問題とかというようなこともありましてコストを下げなければなりませんので、今脂肪率が3.5ありますものを3.2%ぐらいのところ、以前の脂肪率に戻したらどうだろうかということで、我々九州では議論をしております。これは法律で決まっていなくても聞いておりますし、また、

全国統一でなくてもいいんじゃないかという指導をある面で受けておりますので、九州に合った脂肪率で取引をすることについて我々は今から議論をしていきたいと思っておりますので、これは乳製品の課の方で私どもは相談をさせてもらいたいと思っております。

もう一つは、乳価がブロック指定団体になりまして、各メーカーとも乳価差が非常にあります。大きなところ小さいところは別にしましても、地域によってかなり差がある、メーカーによってかなり差がある。こういう状況でありますので、これを北海道式に1リッター買って100トン買って値段は一緒、そういう水準まで持っていけないと、今後、酪農も、地域によってそういう格差があることはかなり問題があるんじゃないだろうかと考えますので、このことについてもできるだけ指導をお願い申し上げたいと思っております。

もう一つは、BSEの問題が先ほどからいろいろ出ておりましたが、BSEの問題については対策としては農林省の方で非常に早く取り上げ、早く対応していただいたので、BSEに対する負担度というのは、酪農家、畜産については、満足はしていないと言っても、BSEの発生した当時から見るとかなりの満足度にはなっているんじゃないかと思っております。私は、これは非常によかったです。

そういう中で1つだけ困っておりますことは、平成8年の牛をいまだ畜産農家で飼っております。滞留しております。これは地域によってかなり格差があると思うのですが、できるだけ控えてほしいとは口に出しては言わないのですが、そういう気持ちがあるのではないかと思います。引き取る方にしても売る方にしても、自分のところで出たらどうなるかという問題もありますので、農林省の方で何とか調査をしていただいて、そういう8年の牛の滞留をできるだけなくすような形の御指導をぜひお願いをしたいと思っております。

もう一つはWTOの問題で、この問題については先ほど来いろいろの専門の方々から話を聞いております。関税についてはよほど考えていくということで文章にも書いてあるとありますが、このことについても日本の実情に沿った形の中で決着をしていただきたいということの御要望であります。

以上であります。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。ただいまの点につきまして、牛乳乳製品課長。

荒川牛乳乳製品課長 今、江藤委員から4点の御意見等ございました。私の方から最初の2つ、乳成分取引基準の関税、乳価の価格差の問題、それから、最後のWTOの問題は酪農だけではございませんが、これらについてお答えをさせていただきたいと思っております。

乳成分取引基準につきましては、委員もおっしゃっておられるとおり、基本的には乳業メーカーと生産者の皆様のお取引基準の問題でございます。それで、特に九州なり南の方を中心に、夏場の脂肪の問題が特に夏暑いときに発生をするということで、生産者サイドでも、その3.5というものについての見直しが必要ではないかという御意見も伺っております。

基本的にメーカーと生産者団体とお話し合いをしていただいて、地域的にそういうことでやれるということであれば、大いにやっていただければと思うのでございますが、一方で引き取りをされます乳業メーカーのお立場という面で、要するに従来3.5以上という表示で牛乳が売られておったものが3.2以上というようなものになった場合に、それが消費者に与える心理的な影響といいたし、あるいは消費者に物を供給しておられる量販店なり小売店の皆様方との関係といったところで、乳業サイドにもそれを一律に受け入れがたいという状況があるやに伺っております。

私ども昨年、事業の一環といたしましてアンケート調査などもやらせていただいております。全国の酪農家さんの1割ぐらいの方々に脂肪分取引の問題についてアンケートをさせていただいたりしております。そういった生産者サイド皆様方の総意がどうかということ、それから、受け取られる乳業メーカー皆様方の販売上の問題といったものをよく見きわめた上で、国としても指導させていただけるところは指導させていただきたいと思っております。

2点目の乳価の問題でございますが、これも加工原料乳、飲用乳とも今相対でお決めにいただいております。私どもが適正な乳価なり乳価水準なりということをお願いする立場にはございません。ただ、指定団体の中でも乳業メーカーによって差があるというお話につきましては、乳業メーカーさんの取引ロットの問題ですとか、あるいは余乳が発生した場合の余乳処理コストを乳業サイドが負担されるのか生産者サイドが負担されるのかといったことで、実質的にそのコストを価格に織り込んでおられるということもあるわけでございまして、一概に格差があることが悪いことなのかということも言いがたいのかと思っております。

最後のWTOの問題は、モダリティーの一案が出ております。まさに私どもは今、日本提案を前提にぎりぎりの交渉を進めておるところでございまして、御指摘のとおり、我が国の酪農・乳業がきちんと成り立っていきけるような国境措置というものの実現に向けて努力をしております。

以上でございます。

生源寺部会長 それでは、3番目の点につきまして畜産部長。

松原畜産部長 BSEの関係で、平成8年生まれの牛の滞留問題ということでお話がございました。私ども、これまで出荷の支援と申しましょるか促進ということでの対策を昨年の2月以降打っておりましたが、もう既に滞留はないという認識でございまして、この1月いっぱい事業を終了いたしておるわけでございます。

なお、この8年の特別の時期の3月、4月生まれというものにつきましては、サーベイランスに協力をしていただけるという農家につきましては、一定の金額をお支払いした上で検査をするということを進めておるわけでございまして、こういったことに御協力を願えればと思うわけでございます。

私どもとしても、特定の月齢なり年齢なりの牛を肉用に出荷するという時点で、と畜場において受け入れを渋ることがあってはいけないということで、厚生労働省とも連携をしながら、出荷の円滑な実施につきましてと畜場なり食肉センターの御理解を得ようということこれまで推し進めてきておりますので、個別の事由などございましたらまたお知らせをいただきまして、個別に対応させていただきたいと思っております。

生源寺部会長 そのほかいかがでございましょうか。

今委員。

今委員 生産費が下がってきているということで補給金単価でもちょっと下げになっておりますが、今現在は生産費が下がっていても、今まで例えばBSE対応の資金とかの借入れをしておりますよね、その借入金の返済が2年後の今年から始まるという経緯もありますので、単に生産費が下がっているということだけでは片づけられない問題があると思います。

それと、酪農家はこれから本当にコストがかかってくるんです。消費者の方々が安全・安心を求めるにつれて、安全・安心にはどんどんコストがかかるということは承知のとおりだと思っておりますが、それとさらにふん尿処理対策、環境面での対策で、良質な堆肥をつくって販売

するという形もとれますが、それぞれの農家が環境を整えて、堆肥舎をつくって、良質な堆肥を生産し始めるわけです。そうすると、今まで売れていたものでも売れなくなることも十分あり得ることです。そういうことから考えると、いろいろな牛乳生産にかかわっている者、酪農家たちが生産意欲のわくような施策が欲しいですし、単価の設定、牛乳の乳価の設定なども考えていただきたいと思います。

それと消費者との交流ということで、生産者側は牧場を開放したり教育ファームとか農業体験とかでかなり力を入れる方向になっています。それもやはり時間とお金がかかるということをおわかってほしいと思います。ただ開放して体験させてというだけでは私たち生産者の方も納得できませんし、消費者の方々も入ってきてただ好きなようにやってみればというだけではいけないですし、私たちが時間も使いますし、それもコストの一部、安心・安全料だという考え方を、生産者としては訴えたいと思っています。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

今の点につきまして、牛乳乳製品課長。

荒川牛乳乳製品課長 今委員から御指摘をいただきましたのは、大きく2つであると理解いたします。

まず1つは、生産費の問題でございます。先ほど算定の御説明ということで非常に抽象的な説明になってしまいましたが、ちょっと申し上げさせていただきたいと思います。私どもの資料の資料ナンバー5の6ページのところをお開きいただければと思います。説明参考資料でございます。搾乳牛1頭当たりの生産費の変化率の算定ということで、C1というものとC0というものの変化率をみるというルールでございます。ことしの場合はC1がC0よりも小さくなっておりということで、1頭当たりの生産費の変化率としては単価が下がる方向に働いておるわけでございます。C1の平成12年、13年、14年というものの中の14年度修正生産費といえますものは、13年の4月から14年の3月までの統計の期間をとってございまして、この部分につきましては、13年9月からのBSEの発生という事実が、要は下半期分の半分はそこで含まれておるということでございます。

その上で、先ほど申しましたように、この3月以降の動きを直近の物価修正をするということと修正をさせていただくというルールでございます。これは去年も全く同じ考え方でやらせていただいております。ことしの場合は14年3月期以降の価格の動きが、又レ子の価格の大幅な回復ですとか廃用牛価格の上昇といったもので、要素としては相当程度に単価引き下げの方向に働いたということが、一つ、下げの要因として大きな要素がございます。

これは、逆に申し上げれば、去年70銭上がったときに同じように、去年は1年前でございますので、13年の3月までの生産費が直近の生産費でございます。その時点の生産費にはBSEの発生が全く織り込まれていなかったわけでございます。実際の算定期間はその1年後でございますので、平成13年9月のBSEの発生による又レ子価格の下落ですとか廃用牛の停滞なり価格がつかないみたいな状況を織り込ませていただいて、生産費が上げ要素になったということが去年の経緯でございます。まず、その生産費の状況でございます。

それから、安全・安心面でのコストですとかふん尿処理のコストというお話がございましたが、生産費という統計データの性格上、例えば今年度ですと、基本的に今の生産費といえますのは来年の秋ぐらいに形として出てまいるものでございます。私ども、その来年の秋に出てくる生産費を使いまして、もう1年先の単価を算定する際に使わせていただいているということで、若干ずつですが、おくれてしまうということは事実でございますが、実際に安全・安心のコストなりふん尿処理のコストがかかってまいることにつきましては、若干の遅れではござい

ますが、生産費に織り込まれて算定させていただいておる。できるだけその遅れがないように直近の物価修正で追いかけていくというやり方をとらせていただいております。

以上が大きな1点でございます。

それから、2点目の消費者との触れ合いですとか体験学習の関係等でコストがかかるということにつきましては、これは、私ども生産費の考え方、生乳生産、牛乳の値段なり補給金単価を決めさせていただくということで、生乳生産に直接関係する費用、コストというものを積み上げるといいますか、考えてカウントするということになっておりまして、そういうものとして、今おっしゃっておられるようなものが直接反映されていないのではないかとこの点は事実としてはあろうかと思っております。ただし、そういった触れ合いですとか体験学習というものは大変重要であると私どもは思っておりますので、それは補給金単価という形ではなくて、別途政策対応をいろいろさせていただいております。指定助成事業の中ですとか、学校給食の牛乳の補助事業というものを使って、できるだけ支援をさせていただいております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

増田委員。

増田委員 1つは、小林委員の要求資料の中にあるトレーサビリティのことについて質問をさせていただきたいのですが、以前にも申し上げたことがあるように思いますけれども、ここにありますこれは私ども生活者にとっては置いてきぼりにあったような思いがするのでございます。農林水産省令で「対象外とする方向で検討中」と書いておられますが、そうしますと、これは厚生労働省とかほかの行政の中で……。

例えばそのひき肉とか切り落としとかが、私どもが気になりますのは加工お惣菜で、ごく一般的な消費者はそうでなくとも加工食品、牛肉調理品の需要はどんどん増えていると思うんです。そうすると、何かが起こったときに、頼りになるトレーサビリティから外れちゃっているということは、どうも庶民の消費者は置いてきぼりというか、相手にしてもらっていないという感じがいたします。

これは食品衛生法とか何かほかの法律が絡んでくるとすると、行政の横断的なコミュニケーションで解決していく事態になるんじゃないかという気がしておりますが、畜産部としてのお考えをもう一回確認させていただきたい。と申しますのは、一般的にトレーサビリティに非常に好感を持っている消費者が多いと聞いております。6割、7割が多少のコスト負担もやむを得ないと言っているのは、安心したいからだと思うんですね。そのところを確認させていただきたいということです。

それと、BSEのことがあって、パックについているシールの表示について消費者は非常に神経質になっております。最近は産地表示というのがうまく活用されているように思うのですが、かつてのような「国産牛」という表示には今は全くお目にかかりません。それから、これは買ったものからはがしてきたんですが、こういうシールなんかは量販店の一部で見受けられるのですが、これは混乱のもとになると思うんです。全頭検査は一体何なんだろうかと、このことも消費者は非常にとまどっておりますので、表示というものを畜産行政としてはどういうふうに今後されるのか。国産牛というのはかつて都内の山手線をE電ということにしたのを途中でやめちゃったということと似たようなことがあって、多分、このままおくと国産牛という表示はなくなるだろうと思われませんが。

以上です。

生源寺部会長 第1点目は、この委員要求資料の2ページの一番上の「対象となる牛肉のところ、幾つかのものについては農林水産省令で対象外とする方向で検討中」というこの部分でございますので、この点は食肉鶏卵課長からお願いいたします。

本川食肉鶏卵課長 切り落とし、ミンチ加工品が庶民の食べ物で、普通の牛肉がそうじゃないというのは何か奇異を感じるのですが、私どもは決してそういう差別をすることとかいうことでやってあることではないというのをまず1点申し上げたいと思うのと、もう一つはその安全性という問題について言えば、牛肉については全頭検査をやっており、かつ食品衛生法もいろいろと適用になっているわけでありますから、切り落とし、ミンチが安全性では問題があり、それ以外のきちんとした精肉は安全上全く心配ないとかいうことは決してなくて、商品としてはどれも安全であり、品質管理という面ではきちんと法的規制がかかっておる。これは省庁の間に落ちているものでも決してないということであります。

私ども今回、切り落としなりミンチなりを対象外にしましたのは、その資料の2ページにありますような、技術的あるいはコストの面で現実的ではないのではないかということで、まず、やろうとしてもできないものを法的規制の対象にすることは無理ではないかということで外させていただいたというまさに技術的な問題でありまして、書いてありますように、仮にやろうとすれば手間・コストが非常にかかる。なぜかと申しますと、ひき肉というのは例えば乳用牛の年とった雌牛をと畜して、その中から非常にいいところを、ロースとかいうところを取り出して、あとの肉は小間切れにしてひき材にあてるわけです。それはいろんな肉を混ぜて、そういう形で冷凍してひき材として供給するというのが今の日本の食肉の流過程で通常行われておるわけであります。それを一々特定しようとするれば、提供できるミンチ肉のコスト、価格が非常に高くなる。逆に、それは庶民の方々が御利用するときに非常に高い物を購入しなければいけなくなる。それは現実的ではないのではないかということで、できないものに規制をかけて、いたずらにそのコストあるいは価格を上げていくことは適切ではないのではないかということで、今の技術水準では難しいので外させていただくということで私どもは御提案申し上げますし、国会でもきちんと御審議をいただきたいと思っておりますし、消費者の方々にもそのようなことで説明をして、御理解を求めているところでございますので、その点についてはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

「農林水産省令で対象外とする」というふうにしておりますのは、仮に将来、非常に低コストでそういうのが管理できる技術なりが出てまいりますれば、それは省令の対象外から外して対象に加えていくということも弾力的にできるようにするという意味で、農林水産省令で外すということにしておる、その点も御理解をいただければと思っております。

それから、BSE検査済み証明書のこの合格証明書でございますが、これについては私どもが制度として扱っているわけではなくて、と畜のサービスとして、これをつけたら安心されるというニーズがあるから提供しておるというだけでありまして、私どもが強制してお願いしているものではなく、規制をかけているものではないものについて、そういうのをつけるのはやめなさいと言うことはなかなかできない。これが何か誤認させる表示になっているかという、必ずしもそうでもないということでございますので、必要性がなくなれば自然となくなっていくという理解で、見守っていくしかないものではないかと考えております。

生源寺部会長 ありがとうございます。今のところ、よろしゅうございますか。

吉野委員が御到着になられました。今回初めて御参加ということでございますが、御紹介申し上げます。

吉野委員 慶應大学の吉野でございます。遅くなりまして申しわけございません。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

生源寺部会長 よろしくお願いいたします。

それでは、そのほかいかがでございますでしょうか。

大野晃委員。

大野（晃）委員 2月のこの会で増田委員からトレーサビリティの問題について、できるものではないものをはっきりした方がいいというお話がございまして、牛乳の場合は、御案内のように牛1頭1日20リッターから30リッターぐらい、しかも、集乳の過程でそれを合乳するといえますか、合わせてしまうということで、牛乳乳製品については、もしてトレーサビリティということが個体ですとか畑にさかのぼって確認をするということでありまして、非常に難しい。そのかわり、牛乳の受け入れからすべて乳等省令なり食品衛生法に基づきまして、きちんとした管理をいたしております。そういう点、この場をお借りして若干お話をさせていただきます。もし荒川課長の方から何かつけ加えておっしゃっていただければありがたいと思っております。

生源寺部会長 ということでございますが、課長、何かございますか。

荒川牛乳乳製品課長 牛乳のトレーサビリティの問題につきましては、今大野委員おっしゃられましたように、その商品特性といたしまして、生産段階から申し上げれば一つの酪農家で40頭なり50頭なりの搾乳牛がいるということ、それを農家段階でも合乳されてタンクで貯蔵される、それをローリーで10軒とか20軒とか集めて、それで乳業メーカーに運ばれるということで、今のトレーサビリティという言葉で消費者の皆様方がイメージされるようなことまでを、直ちに牛乳乳製品について強制的あるいは義務的に行うということはなかなか現実的ではないのではないかと考えております。

ただし、消費者の皆様方が安心・安全な食品を求められるというニーズはひとり牛肉に限ったわけではないわけございまして、牛乳乳製品につきましても厚生労働省の乳等省令等あるいは私どものJAS法等の表示なりもございまして、あるいは最近であればHACCPの取得工場につきましては、一定の記録を残して、それをきちんとトレースすることができるようにという体制をとるということございまして、そういう面での消費者の皆様方の安心、信頼感を確保する努力を続けなければいけないというのは当然であろうと思っております。

生源寺部会長 そのほかはいかがでしょう。

小林委員。その後で足立委員という順番でお願いいたします。

小林委員 ただいまの増田委員の御質問について、私、ちょっと確認させていただきたいのですが、ひき肉、小間切れについては対象外にするという意味は、その後段に(3)の「ロットで対応する」という言い方がありますね。これは漏れ聞いているところによりますと、50頭程度というような話があるということですが、その中でも対応し切れないと、要はひき肉、小間切れの状況については全くトレースができないという状況になるということで理解してよろしいのでしょうか。あるいは、技術的に非常に難しいということなのかどうかということです。それが1点。

それから、安全性の問題が出ておりますのでついでに伺っておきたいのですが、今ちょうど横浜でコーデックスの委員会が開かれておいて、遺伝子組み換えの問題が話し合われているところだと思うのですが、この問題は消費者にとっては非常に不安材料になっている。これについてはいろいろ対策なり慎重な検討が行われていると聞いております。

ですから、いわば我々門外漢というのはそれを信じるしかないのですが、EUは一応予防原則ということで、疑わしきは入れないというようなことで突っ張っているわけですが、日本の

畜産の将来の発展ということを考えて場合、こういったことに対してどう考えたらいいのか。日本は飼料をほとんど輸入に頼っているという状況の中で、こういうものをすぐ止めるということは非常に難しいと思うのですが、仮に何か遺伝子組み換え飼料というものが大きな問題、健康被害につながるようなことがあるということがわかった場合に、これに対してどう適切に対応するかということも今から考えておくべき、それができるかということも含めての話だと思うのですが、既にそういうことはやっぴらっしゃるのかどうかということも含めて、お考えを伺いたいと思います。

生源寺部会長 それでは、最初の点につきましては食肉鶏卵課長から追加的にお願ひいたします。

本川食肉鶏卵課長 最初の点は、ロットでの対応というのも50頭規模の頭数では管理がなかなか難しいということで、いろいろと意見交換もしまして、ロットでの対応は難しいということで全体を除外する、という方向で検討しておるところでございます。

生源寺部会長 2点目につきましては、飼料課長、お願ひいたします。

木村飼料課長 飼料課長の木村でございます。

遺伝子組み換えの問題につきましては、平成12年スターリンクの問題が出たということで、この問題につきましては、平成12年12月に米国との間で自主検査を行うということで、輸出前の検査を行うようにしてございます。

また、国内においてもそういった検査を実施して、確認しているところでございます。それと、遺伝子組み換え飼料につきましては、アメリカでトウモロコシについては3割ぐらいが組み換えというような実態がございます。

そういった中で、要は安全性の確認をやっていくのが重要ということで、これまでにおきましては「組換え体利用飼料の安全性評価指針」ということに基づいて、いわばガイドラインに基づいて安全性の確認を行ってきたところでございますが、昨年の11月に省令を改正いたしまして、本年の4月から安全性確認につきましては法的に義務づけて行うということにいたしているところでございます。

生源寺部会長 小林委員、よろしゅうございますか。

小林委員 起こっていないことに対してどう対処するかということをお求めるのは非常に難しいかもしれませんが、今現実的にはそういうことが起こる可能性がありますから、その辺についても含めて、ぜひ、内部的にも検討していただきたいと思ひます。

生源寺部会長 それでは、足立委員。

足立委員 畜産物の適正な価格の議論の中に食品の食べ残しとかむだな廃棄の視点というのが入ってくる必要があるんじゃないか、ということをおずっと考えながら聞いておりました。よく言われていますように、生産だとか加工流通の段階または商業的な食事の提供の場での食べ残しがすごく多いこと。それから、本当に残念なことですが、学校給食でも学校によってはそういうことがあること。それから、家庭の中の問題いろいろ含めまして、自給率全体の是正というんでしょうか、その大事な視点の一つにも挙げられているわけだから、適正な価格検討というときに、生産サイドからと消費者サイドの両方のところにまたがっている一つの課題のような気がするんですね。このことが十分に議論されて初めて国全体として、また地域全体としての有限の生物資源の有効利用という点も含めた適正価格の検討というのが可能なんじゃないかと思うのですが、その辺についてはどういうふうにお考えいらしたのか、またはどんな検討をしていらっしゃるかについてお教えいただきたいと思ひます。

生源寺部会長 これはなかなか難問かと思ひますが、畜産企画課長。

宮本畜産企画課長 適正価格の検討につきましては、午前中それぞれの課の方から説明ありましたように、法律に基づきまして一定の価格制度がございます。ただ、価格制度としては算定方式の議論にありましたように、基本的には市場実勢に合わせていくという形になっており、かつての米のように公定価格あるいは消費者価格を国が決めてコントロールするというものではなく、なくなっているという前提があります。

それから一方で、食べ残しの問題については、委員の方から御紹介いただいたように、食料自給率の向上について検討する際に消費者サイドの問題として大きく取り上げられ、たしか、食生活の指針においても重要な項目として取り上げられて、文部科学省さん等々と協力して私どもとしても普及・啓発を図っていくということで現在、対応しているところでございます。ただ、こういった行政価格の議論と直ちに結びつくかどうかというのは、さらに検討させていただきたいと思っています。

足立委員 よろしく申し上げます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。これは、まず事実としてどのくらいのロスがあるかというようなこともきちんと把握されて、その後できちんとした議論ということになるかと思えます。

岸委員。

岸委員 委員要求資料を出していただきまして、ありがとうございました。私がお願いしたのは13ページに出ているのですが、私がお願いしたことと趣旨が若干違っていたと思えますのは、これは、2,300ヵ所余りの共同施設で堆肥になったもの、9,600戸の農家が自己処理で堆肥をつくったもの、その堆肥の仕向け先の割合ですよね。私が申したのは、こういうような形でもってある程度の部分を耕畜連携という形のものも占めているわけですが、そういう形で処理されている排せつ物というのはどれくらいになっているんだろうかということをお伺いしたかったです。

つまり、全体の排せつ物の量の中で既に耕畜連携のルートに乗っているようなのがどのくらいあるのか、あるいはこれから乗るような可能性はどれくらいあるのかということをお聞きしたかったわけです。もちろん、全体の量を見ますと処理されていないものもあるわけですから、相当の膨大な量になることはわかるのですが、その辺いかなものかということです。あるいは農林水産省として、何かこれくらいまではもっていきたくらいのお考えはありますか。

生源寺部会長 これは、畜産環境対策室長からお答えいただければと思います。

大野畜産環境対策室長 畜産環境対策室長でございます。

まず、最後の方の量としてどれくらいもっていくかということでございますが、これについては、今現在具体的に数値目標があるというわけではございません。ただ、先ほどバランスのところでお示させていただきましたが、やはり浄化処理する部分がありますが、農地還元というものが基本で、これをできるだけ進めていきたいという基本的な考え方はございます。

それで、今岸委員のおっしゃられたことですが、これは、共同施設に対するアンケート、それから個人処理施設、これは自分のところでつくった堆肥をどう利用しているかということでございますので、今度はこれに全体数量を比率で掛けていくのかどうかという問題はありますが、これで耕種農家の方にどれくらいいっているかというおおよその姿がわかるのではないかと考えております。

岸委員 僕がお伺いしたのは、全体の排せつ量がありますよね。その中でこういう形で処理されているものの割合はどのくらいまでいっているのだろうか、例えば1%なのか、それとも3割はいっているのか、そのあたりのことなんです。

つまり、耕畜連携というのは非常に叫ばれているんだけど、それが具体的にどれくらい実際に行われているかというその割合といいたいでしょうか、そういうものを大ざっぱでいいからお伺いしたいと思うんですが、それはどうですか。

大野畜産環境対策室長 そういこととすと、共同施設の場合は、これは堆肥センターがメインになりますが、3戸以上の農家が集団でつくって運営している家畜排せつ物処理施設について、全国団体に調査して回答が上がってきた結果でございますので、少なくとも共同施設については、仕向け先としてはこれでほとんどカバーしているだろうというふうに考えております。

生源寺部会長 まだちょっと噛み合っていないようでございまして、これは処理されて堆肥となつてさらに仕向けられたものがこういう形で記録されているわけですが、それ以外の排せつ物があるであろう。その割合がどうかという話かと思ひます。

大野畜産環境対策室長 それであれば、資料の横長の表がございましたが、10ページでございます。先ほど、10ページのバランスを御説明するとき、前回御説明しました9,030万トンの家畜排せつ物というのは、窒素換算いたしまして65万トンでございます。そのうち10万トンが堆肥化の過程で脱窒といったような形で失われる。6万トンは浄化処理されている。49万トンは農地なりに還元されている。その農地に還元されるのはおおむね8割に相当しますが、農地に還元されているものが、分けますと、共同利用施設から出るもの、個人利用施設から出るもの、そしてそのそれぞれの内訳が13ページの表に示したとおりでございます、というような形でございます。

岸委員 そうすると、ごく大ざっぱに言ひますと、49万トンのうちでいわゆる耕畜連携という格好で使われているのは大体どんな感じかということ、計算すれば出ますか。つまり、個人の方と共同利用の方との内訳がわからないと計算できないですね。おおまかでもいいのですが、どうですか。

大野畜産環境対策室長 おっしゃるとおりです。これは今日の子で申し上げますと、議事録もございまして後々残ってしまいますので、また勉強させていただきます。

生源寺部会長 これは必要量と存在量が合っているという話でありまして、そこがきちんとマッチングされているかどうかということとはまた別のお話ということだと思ひます。

岸委員 そんな深い意味はなくて、耕畜連携とこれだけ言われているんだけど、一体どこまで進んでいるのかということを知りたかただけのことですから。

生源寺部会長 その点についてはまだきちんとしたものはないというようなことかと思ひます。

そのほかにいかがでございますでしょうか。

土井委員。

土井委員 B S E の件で1つお伺ひしたいんですが、我々獣医学の人間からいたしますと、家畜の疾病としてはB S E よりもはるかにたちの悪いものがたくさんあると思われるわけがあります。ただ、B S E が唯一問題になっているのは、B S E から人の変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病がうつるんじゃないかというようなところでこれだけの大騒ぎになっていると思ひますが、その原因がはっきりしていないところでこういうことを言うのはなんですが、幾つかの可能性として考えられている感染ルート等々から考えて、これから日本で大体どの程度のB S E の発生が見込まれるか。実は僕は、数はそんなに出てこないと思ひていますし、それで人への危険性がくるとはほとんど思ひていないんですね。そこら当たりを少しお伺ひしたい。

もう一点は、かなり過剰と思ひえるような対策がとられているわけですが、将来的に、例えば

その疑似患畜の範囲であるとか等々、それだけの客観的な科学的な根拠が出てきた場合には見直しをなさる予定があるのかどうか。そこらあたりを率直に教えていただければありがたいのですが。

生源寺部会長 それでは、衛生課長お願いいたします。

伊地知衛生課長 衛生課長でございます。

どれだけ出るかというのを公式に予測するのは大変難しいということでございまして、これは東京大学の吉川先生とかが肉骨粉の量とかから推計をされてはおりますが、それが必ずそうなるかということ、私どもが公式に言うことはなかなか難しい。ただ、ことしの4月から死亡牛の全頭検査が原則始まりまして、そういうことも踏まえまして、原因究明とあわせてということも検討していく必要があるのではないかと考えております。

疑似患畜についてでございますが、これにつきましても、生産者の方々から言われましたように、ウイルス性の疾患のように急速に広がるものでもないからもう少し対象範囲を狭めた方がいいのではないかと御要請もあります。ただ一方で、私どもは疑似患畜をどの範囲にするかというのを決める際に、BSEの技術検討会というところで専門家の先生方の御意見を伺いまして、基本的に国際基準にのっとってやるべきであるという御意見をいただいております。

国際基準になりますと、OIE（国際獣疫事務局）というところで、BSEのコードの中で定められた基準がございまして、そちらは大きく分けて3つのカテゴリーに分けられているわけでございますが、1つは給餌同期ということで、患畜と同居して1歳になるまでに同じえさを食べた可能性があるもの、これがいわゆる給餌同期というように言われているものでございます。あと出生同期ということで、患畜が生まれる前後1年に生まれて、同じ経営の中で同じえさを食べた可能性のある牛ということ、これが出生同期という2番目のカテゴリーでございます。もう一つは患畜の産子、これは患畜になる2年前から生まれた産子、もしくは患畜になった後に生まれた産子、現実的には後というのはないわけでございますが、この3つのカテゴリーがございまして、今現在その3つのカテゴリーを疑似患畜として、私どもも専門家の御意見を踏まえまして適用をさせていただいているわけでございます。

一方で、BSEのこれまでの発生の状況から見まして、例えばスイスにおきましては、給餌同期は対象外としているということを知っております。ただ、スイスはそういう形で緩いわけですが、フランスとかデンマークは逆にOIEの基準以上に厳しい基準で、同期牛はすべてだという対応をしている国もございまして、国によって対応の仕方が違います。ドイツとか日本はOIEの基準に沿った形でやっているというのが実態でございます。

スイスの専門の方が去年の夏にOIEからの推薦で日本に参りました際に、スイスでは給餌同期は対象外としているので、日本でも科学的な知見を踏まえて、それらについて見直しの検討を行うことも可能ではないか、というアドバイスを受けました。

ただ、日本だけではデータが少ないわけございまして、日本だけでのデータで判断をして我々がそれを見直すということは大変難しいということでございまして、私ども、去年の11月にOIEの方に、EUでの経験といいますか、EUでの実績を踏まえて、科学的に問題がないということであれば見直しの検討をお願いしたいということで提案をしているところでございます。これにつきまして、OIEの方では専門家グループの方で検討していただいております。恐らく5月の総会には検討結果が出てくるのではないかとこのふうになっております。そういう現状でございます。それを踏まえまして、新たに日本の専門家の御意見を踏まえまして検討していきたいと考えております。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほかにいかがでしょうか。

石川委員。

石川委員 脱脂粉乳のことでお尋ねしたいのですが、今、脱脂粉乳が過剰になっていますが、それは雪印が加工乳で食中毒事故を起こして「毎日骨太」というヒット商品がこけてしまったからだと私は聞いているのですけれども、この過剰な脱脂粉乳を消費する対策みたいなのは何かとられているのでしょうか。それとも、使いますよと言って手を挙げてくれる企業があらわれるのを待っているだけなのでしょうか。

生源寺部会長 牛乳乳製品課長。

荒川牛乳乳製品課長 2月24日の第1回の会議のときに状況を御説明させていただきました。ことしの3月末には適正在庫の倍近いものが積み上がっていくということで、私どももそうでございますが、当然ながら民 民の御商売でやっておられる話でございますので、乳業メーカー皆様、それからそこにお乳を納めておられる酪農家、指定団体の皆様方は真剣に御対応をお考えいただいております。

それで要は、今積み上がっている脱脂粉乳をどうするかという問題、これから積み上がってこないようにするにはどうするか、さらにもっと基本的には消費を拡大していくか、こういった3つのことが大事だろうということでございまして、まさに今回の価格決定に伴います関連対策等の中で、まず、積み上がっているものにつきましては緊急的に北海道の酪農家の皆様と乳業の皆様で独自に5,000トン进行处理されるというスキームがあるわけでございますが、これに加えておおむね1万トン程度を私どももお手伝いをしながら処理をしていく対策を打つてはいかがか、というふうに考えてございます。

それから、新たに積み上がらないということにつきましては、脱脂粉乳が出てこないように生産を抑えることが必要だろうと思っております。ただ一方で、脱脂粉乳の片割れでバターも出てくるわけございまして、バターの需要は堅調でございます。どちらかに軸足を置いてやりますと大変な状態になるということで、ドラスティックな対策は打てませんが、私ども行政の指針としましては、今回お示しいたしました加工限度数量の10万トンの削減というものが、関係する皆様方へのシグナルとして働くことにはないかと思っておりますし、また、生産者団体の皆様方も計画生産の中で減産型の計画生産を計画されておられると承知をいたしております。

それから、基礎的な消費の拡大につきましては、今、委員おっしゃってございましたように、3年前の事故を契機に消費者の皆様方が生乳志向を強められておられるということでございます。一方で、脱脂粉乳なりバターといえますものは、この間も申し上げたかもしれませんが、価格面では非常に優等生でございますし、栄養面でも何の遜色もない。一方で、生乳生産に伴う需要のフレについて余乳をカバーするという経済的な機能もございまして、これをいたずらに悪者扱いする必要はないのではないかということで、私ども既存の予算なりいろいろなものを使って、脱脂粉乳なり国産乳製品の消費拡大というものに当たってまいりたいと思っております。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。よろしゅうございますか。

そのほかにいかがでございましょうか。

足立委員。

足立委員 1点だけ。脱脂粉乳なんかの場合は、栄養学的に言えばいわゆる過体重への治療だとか予防だとかという点からしたときには、ほかのものとの組み合わせの中で非常に多様な組み合わせができるいい食材なんです。ですから、余ったから仕方がないというのではなく

て、少し開き直って、現代における健康問題を積極的に改善していくすぐタイムリーな食材なんだみたいな感じで、小委員会とかグループワーキングをやって根本的に検討されたらどうでしょう。いろんな分野の人たちと一緒になさるといいと思います。

以上です。

生源寺部会長 牛乳乳製品課長。

荒川牛乳乳製品課長 簡単にお答え申し上げます。まさにおっしゃるとおりでございますが、私ども余ったから消費拡大というお答えに聞こえますれば大変反省をいたしますが、きちんとした栄養学的なものでございますし、全国牛乳普及協会という公益法人がでございます。そこを通じまして、カルシウムの栄養成分の問題ですとか、骨粗鬆症への効能とございますか、そういう面で学者の皆様方にもお集まりをいただいて、学術的な観点からの検討というものも3年ほど前から地道に取り組みさせていただいておるところでございます。PRをもっとやってまいりたいと思っております。

生源寺部会長 吉野委員。

吉野委員 関連してですが、価格形成が、例えば在庫が多い場合には普通ですと価格が下がりますと、そうしますと、消費者もそれを買って、栄養があればもっと消費したいというメカニズムが必ず働くと思うんですけども、価格がなかなか落ちないところが、マーケットメカニズムがうまく働かないのはなぜかということと、もし脱脂粉乳の在庫が非常にありますと、普通であればバターの方の価格も下がりますから、そうしますと、供給される農家の方もそこに余り供給されないというように、マーケットメカニズムがもう少し働くと自動的に調整されるようなことが起こらないのかどうか。なぜそういうふうになかなか変化しないのか、ちょっと教えていただきたいんです。

生源寺部会長 牛乳乳製品課長。

荒川牛乳乳製品課長 大変難しい御指摘をいただきました。12年度までは、加工原料乳制度の中で、脱脂粉乳なりバターにつきましては、行政価格ではないんですが、指標となる価格というものをお示しすることによって乳業メーカーが酪農家にお支払いする価格を逆算するという形で、一定の政策的な関与をしておったわけでございます。13年度の制度改正に伴いまして、そういった脱脂粉乳なりバターの価格というものについては行政的には完全に関与のない形になっておりまして、本来であれば需給状況を反映して価格がきちんと動くというのが基本的な姿、それが生産者へシグナルとなって伝わって、価格が下がれば生産意欲が落ち、逆であれば逆だということが基本だとは承知いたしております。

なぜかというところでございますが、まだ制度が移って2年目が閉まるぐらいの時期でございまして、直ちにそういう状況になっておらないということと、もう一つは脱脂粉乳もバターもほとんどが乳業メーカーなり非乳業の皆様方に中間段階の原料としてお使いになっておられるものでございまして、要はいろんな用途がございますので、どの価格がどうなのかという1対1対応が難しいのではないかとということがあるのではないかと。

それからあとは、中間原料として、固有名詞を出すのはあれですが、大手の非乳業の脱脂粉乳を使っておられるメーカーの商品などというのは、相当とめ型と申しますか、特定のスペックでこういうものでないといかんというようなことでございまして、例えば隣の会社の脱脂粉乳が余っていても、それではなかなか対応できないですとか、あるいは輸入の脱脂粉乳では対応できないといったような事態があって、価格よりも質なりスペックというものが重要視される商品であるという特性もあるかと思っております。

生源寺部会長 吉野委員、よろしゅうございますか。

矢野委員。

矢野委員 家畜排せつ物関係で資料をいただきまして、どうもありがとうございました。畜種別の施設整備の実績等をいただいておりますと、達成率が50%ということで、数年で50%まで達したということは、法規制がかなりドラスティックなものであった割には、農家の努力もあって非常に高い達成率ではないかと思えます。

ただ、残っております50%余りですが、これがここ2年の間に計画をされておりますが、残っているところというのは、実施が困難なところが残ってきているのではないかと思えます。しかも、肉用牛の経営につきましては、経営別の農業所得の中でもほかの農業所得、他の経営よりも、平均値ですが、かなり低い。しかも、そこに負債額が、これはいただいた資料の中で肥育牛の10頭以上の農業所得ですが、571万6,000円、負債額が2,634万9,000円と出ております。そういうふうに困難なところで、しかも経営別で達成できないところが出てくる恐れは十分あるかと思うんですが、それに対してどのような対策を考えておられるのでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

生源寺部会長 畜産環境対策室長、お願いいたします。

大野畜産環境対策室長 お答えさせていただきます。おっしゃられるとおりの状況が多いかと思えます。12年の事業年度で既に半分整備がされている。これにつきましては、大きなところとか、将来にわたって営農を継続していこうという意欲のある人がまず手がけたと。残っておられる方には、矢野委員おっしゃられましたような実際に困難な方、あるいは5年あるのだからもっといい技術が出るかもしれないので、もうちょっと待ってみようかと。16年の11月に期限が来て、初めは助言、それから勧告、命令という感じでステップアップして行って、最後罰則にいくわけですが、まだ余裕があるので少し技術の展開を見極めようかなという方もおられるのだろうと思えます。

そういった状況につきまして、私どもは、半ば以上過ぎましたけれども、6割過ぎた段階で半分きてる、半分残っているということでございますので、今回新たにプロジェクトみたいなのを設けまして、一斉に全農家について、施設整備はしたかなかなかうまく動いていないとかいった声も聞かれますから、施設整備をしたところについては運営状況、未整備のところについては今後どう対応するかというようなのを総点検した上で、新たな整備計画といたしますか、作業工程みたいなのをつくりまして、期限内に施設整備が完了することを目標として頑張っていきたいと思っています。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございますでしょうか。

犬伏委員。

犬伏委員 ちょっとお尋ねしたいのですが、今の堆肥の使い方、飼料の方とも一緒なんですけど、先ほどどなたかから肥料をつくれ過ぎたら窒素過多になってしまう土地ができちゃうんじゃないのというお話があったと思うんですが、国というか行政でしていただくところに、今の田んぼにしても畑にしても、畑に返す飼料というのがどのくらいあるのか、入れた方がいい土地がどのくらいあるのかといったようなことを行政として調べられる。そして、それに対して、今畜産をしていらっしゃるところから年間どのくらい出てくるかというそこら辺のところの大ざっぱな数字の抑え方ができて、それとタイアップ、きちんとバランスができれば、毎年このくらいできてもいいとか悪いとかという話ができるのかと思うんですね。

それがもしできて、もしも多過ぎるようなら、バイオマスという言葉がありますが、エネルギーに変換して、今、農家はすべて、いろんなものを見ていますと、光熱費というのがかなり

あるんですが、そちらの方向に転換することのために経費を出すというようなスタイルはできないのでしょうか。単なる補助金、補給金というスタイルではなくて、そういう事柄へまとめると、地域というのか、多分、広がったところにいくということになるんだと思うんですが、そういうスタイルでの支援というのはできないのでしょうか。

生源寺部会長 畜産環境対策室長。

大野畜産環境対策室長 今おっしゃられたとおりのことをごさいます、全国ベースで見れば、私どもはバランスだろうと考えておりますが、先ほど10ページの地図で示させていただきましたように、地域によっては、これも県ごとという大ざっぱなくくりでございますが、還元過多、言いかえれば窒素過剰のところが見られるということでございまして、ただ、これはナショナルベースでこういった日本全国の地図に落として、「うーん、どうするか」というのも、問題解決のためにはなかなか難しい手法だと思っております、そのために、私ども、そういった地域でどういう計画を立てたらいいのかというのを支援したり、これは今年から事業化されていますが、バイオマス利活用、フロンティア整備事業、促進事業2種類ございまして、そういったものを活用していただいて、これで新技術を取り入れた計画を策定し、そして新技術を取り入れた施設を整備するのを支援する、こういう枠組みになっておりますので、こういうのもっとPRして行って、今おっしゃられたような方向を推進したいと思っております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

増田委員。

増田委員 えさのことでちょっと教えていただきたいのですが、食品残渣の飼料化というのが、最近では割合地域レベルで消費者運動、NPOなんかがかかわって、それからコンビニエンスストアですか、お弁当の廃棄をえさにつくり直すということ、実態に即して成功した事例として紹介されていますが、行政として現段階でそのことをどういうふうにご考慮されるか。

やっておられる事例を伺いまして、塩分のことですか油分、油の問題とか、必ずしも家畜のえさとして合っているのかどうかはまだクエッションマークの部分が多いというふうな感じがしておりますが、その辺を教えていただきたいと思っております。

生源寺部会長 それでは飼料課長、お願いいたします。

木村飼料課長 飼料課長でございます。

御案内のとおり、食品リサイクル法を施行いたしまして、これは100万トン以上の排出量のところについては年間2割程度だったと思っておりますが、削減していこう。その方向としては、再資源化なり減量化とかをやっていくということで取り組んでいるところでございます。その一つの手段といたしまして、肥料化とか飼料化とかでございます。

現在の状況といたしましては、産業廃棄物系というんですか、焼酎カスとかジュースカスとか豆腐カスとかいったものの利用というのは相当程度進んで再資源化は進んでいるといったような状態でございますが、一般廃棄物系、家庭の生ゴミとか、レストランとかの事業所系でも、飲食店とかいったのがなかなか利用できていない状況でございます。

その問題には、処理はしてほしいのですが、飼料化に向けて塩分過多とか成分が一定しないとかいった問題がございます。ただ、意識もそういった面から徐々に出てきておまして、ホテルとかスーパーで積極的に取り組まれているような事例もでてきていますし、我々もそういった仲人役というんですか、ネットワーク、利用者との結びつけというのをやっていきたいということと、飼料化に向けての取組についてのハードの支援などを推進してまいりたいと考えているところでございます。

生源寺部会長 そのほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

小林委員。

小林委員 2回目で申しわけありません。少し大きな話で恐縮ですが、きょうの価格については、これは算定式等が決まっております、それに肅々と当てはめていくということで、そのとおりにすることがいいと思っておりますが、その制度自体の目的ということに照らして、これが有効に働いているのかどうかということ、これから少し中期的な形で考えてみる必要がないのかと私は考えています。

例えば、特に酪農の補給金制度、これは変わったばかりですが、その本来の目的というのは加工原料乳地帯の再生産を補償する、ひいてはそれによって日本全体の酪農生産を発展させていくということがあるわけですね。酪肉近ですとか、あるいはその基本計画に基づいた平成22年のゴールというものがあるわけですが、そういうことを考えてみますと、非常に厳しい状況になっているという認識を私は持っております。

つまり、我々が掲げた22年の目標にいくということはなかなか考えられないような状況になっている。逆に言えば、本来の目的である再生産ということが、縮小再生産に終わっているという状況があるんだ。そういう中で、じゃ、一步でも二歩でも国民に約束した目標に到達するようにするためにはどうしたらいいのかということの中で考えますと、現在の制度は本当に十分なのかどうかということの見直しも必要になってきているのではないかと。当然、基本計画に対する評価というものがもうじき始まっていくとは思いますが、その辺の必要があるんじゃないか。

というのは、特に肉畜に対する制度と酪農に対する制度を比較すると、かなり違いが見られるんですね。肉畜については、BSEで減衰したように、例えばマル緊制度があったり、あるいは子牛の価格に対する制度があったりということで、それなりに経営を支えていくという仕組みがかなりしっかりしているといいたいまいしょうか、これは、畜安法に基づくものではない、マル緊ですとかいう問題はあってもいいかもしれませんが、少なくともそういう制度があって、それがなかりせばということを見ると、そういう制度があってよかったと私は個人的に評価しております。

しかし、酪農の場合は逆に、不足払い制度をやめてしまったがゆえに、そうしたある意味では生産者を支える仕組みというものが非常に手薄になってきている。今後の形を考えると、先ほど来話が出ていましたように、WTO、この間のハービンソンのペーパーを見ますと、日本にとって非常に厳しい状況になっている。これがすぐどうなるということではないかもしれませんが、あるいは最近話題になっている韓国とのFTAの問題、この中でどういう影響が出てくるかということと言いますと、酪農についても、始まったばかりですが、生源寺先生いらっしゃいますが、米でも随分変えておられるわけですから、必要であれば変えていくということは構わないというか、それが必要だと思うんですが、これについてもこの時点からそういった事態に対応したようなことでの見直しというものが必要ではないかと考えているのですが、その点についていかがでしょうか。

生源寺部会長 まず、牛乳乳製品課長から手が挙がりました。

荒川牛乳乳製品課長 大変重い御指摘をいただいたと承知をいたしております。私、うまくお答えできるかどうかわかりませんが、幾つかの点から申し上げさせていただければと思います。

まず、現在の制度は13年度に改正をいたしまして、12年度までの制度がいろいろなところで行政価格を張って、価格が硬直的に動かない。それが生産者の創意工夫ですとか、あるいは指

定団体と酪農、乳業の皆様方の競争意識といいますが、競争原理というものが働きにくくなっているのではないかと御批判なり御指摘の中で、価格政策、作物、横断的にそういうようなものがある中で、できるだけ市場志向型の政策関与というものが需要ではないかということで、今の補給金システムというものに移行したところでございます。

脱紛の価格なりバターの価格ということで、制度は移りましたが、実際がなかなかそうになっておらない、事実そういう面もあるかもしれませんが、まだ2年目でございます、我々も実態をよく見ていかなければいけないのではないかと考えております。

それから、自給率目標の関係につきましては、これは牛乳乳製品だけかどうかは別にいたしまして、22年に993万トンという高い国内生産量の目標を立ててございます。委員御案内のとおり、これはひとり酪農家が踏ん張って乳を搾ればよいというものではなくて、そのできたものがきちんと国内で需要されて、消費されるという前提があってでございます。このため、私どもは目標を立てるだけではなくて、実現するために酪農サイドでは生産性の2割程度の向上ということ、あわせて目標、課題というふうに位置づけておるところでございます。

残念ながら、生産の目標もそうでございますが、生産性向上の目標というものについても、今のところ22年に向けて順調にしているとはなかなか言いがたい状況だろうと考えております。そういうものは補給金単価でどうこうというものよりは、むしろ生産コストの低減に向けて、いろいろな生産対策なりといったもので試行をしていくべきものではないかと考えております。

それから、酪農の経営という面でございます。これは米ほどミニマムアクセスでがちょっと国境が立ってあるわけではございませんが、基本的には米と同様に国境調整を立てまして、国内の需要と供給のバランスをまず確保する。その上で、北海道と都府県のすみ分けといいますが、そういうものを、今の補給金制度が機能することによって、北海道と都府県の均衡ある酪農の発展ということには機能してきたのではないかと。

現実にこの間、2月24日の資料でも御説明申し上げましたが、ほかの作物に比べまして、私ども酪農の主業農家の割合が96%であるとかいった面、それから所得の資料も出させていただきましたが、いろいろな面でそれなりにといいますが、酪農家の皆様、乳業の皆様方の御努力、御協力があってでございますが、ほかの農作物全体の中でも特段ぐあいが悪いとかいう状況ではないのではないかと考えておる次第でございます。

お答えになっておらないかもしれませんが、とりあえずでございます。

生源寺部会長 吉野委員。

吉野委員 私は小林先生と違った見方なので申しわけないんですが、まず1つは価格算定式を随分苦労されておつくりになって、これは生産者のコスト積み上げのなところからの価格決定式というふうに一般には見えると思うんです。そうしますと、需要サイドまできちんと入れた形で価格を設定しませんと、どうしても在庫が出たり余ったりしてしまうと思うんです。私は、むしろ価格の方はマーケットから決める価格にしまして、それで所得補償という形で生産者の方を保護していくというやり方もあるのではないかと思います。そうしませんと、どうしても需給のギャップができるような気がいたします。

それからもう一つは、私は農業の専門ではないのですが、ほかの分野ですと、国際競争力が失われたりしますと、全部どこが悪いかと原因を突きとめると思うわけです。そうしますと、その中が、コスト面とか生産のクオリティとかそれぞれの努力がいろいろおありになると思うんですが、どの面が弱いかからこういう形で例えば平成22年の目標が達成できないのかということ、こういう場でもきちんと教えていただきまして、それに対する対処はどうあるべきか

を考えることが必要じゃないかと思えます。

それから、先ほど価格の硬直性がまだあるというお話でしたが、行政としましては、なぜ価格が硬直的なのか、マーケットで決まる価格にならないのかというのはきちんと調べていただきまして、そこを是正していただくことは重要じゃないかと思えます。

以上です。

生源寺部会長 牛乳製品課長。

荒川牛乳製品課長 今回の補給金制度という形ではなくて価格は需要サイドからというお話の件でございますが、従来の12年度までの保証価格を定めて生産者の方々のいわゆる積み上げ方式という形から、13年度以降はコストの変動率ということで、物価なりそういうものを反映して決めていくという仕組みにいたしました。価格本体の部分につきましては、乳業メーカーの皆様と酪農家、指定団体の皆様方の相対交渉で決めていただくという形になってございます。

何度も申しわけございませんが、こちらの面の価格についても、現在までのところ大きな変動はないわけでございますが、私ども、価格は民 民で決めていただいて、万が一それが大きく下がるような場合には、ならしと呼んでおりますが、経営安定対策というようなものも同時に措置をさせていただいております、吉野委員おっしゃるような方向での政策対応というものもやらせていただいておりますのではないかと考えております。

それから価格の硬直性、さっきから2年目2年目と言ってばかりで恐縮でございますが、方向といたしましては、制度の移行時に酪農と乳業の皆様方双方が中立的な、ニュートラルな立場で協議会といいますか、意見交換をし、情報交換をし、情報発信をしていく場をつくるということで、「酪農乳業情報センター」というものが設立されておるところでございます。

私ども今後、従来の酪農団体なり乳業団体とだけではなくて、間に入るここの酪農乳業情報センターというものがいろんな情報発信をして、その情報に従って、乳業と酪農が価格も含めているような交渉をして価格が動いていくというようなことを大いに期待しております。それで、小さな一歩かもしれませんが、昨年10月からだと思っておりますが、そのセンターが中心になりまして、酪農・乳業の間で乳製品のインターネット取引というものも導入されておるようでございまして、従来の大口需要者価格だけではなくて、そういったような小口の、あるいは弾力的な、スポット的な取引というものにも道が開かれていくのではないかと考えております。

生源寺部会長 ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ御遠慮なく、何回御発言いただいても結構です。

小林委員 吉野委員のお話で、私、誤解されていると困るので申し上げますが、私は価格支持制度に移れというふうには言っているわけではなくて、現在の制度というものは今課長が御説明になったような形で、価格がある程度市場に任せられているということは認識しております。そしてまた現状、酪農経営というものが相対的に見て堅調であるといえましょうか、いいということは、平均値で言えばそうだと認識しております。しかし、中期的あるいは短期的な状況、将来を考えると、現在のそういう政策体系でいいのかどうかという問題意識がある。

先ほど来あったWTOの問題ですとか、あるいは先ほど資料で御説明ありましたけれども、世界の乳業自体が今激烈に再編されているということで、国境を超えた協同組合の再編といったこともありますし、私がやっているオセアニアでも、ニュージーランドでフォンテラという1社で世界の乳製品貿易の3分の1ぐらいを占めてしまうという非常に大きな力を持っているメーカーも出ている。そういう中で、日本も乳業メーカーも含めた酪農ということが、本当にこの形で将来健全に維持できるのかどうかという危機意識を非常に覚えているということであ

りまして、そういった将来の方向も踏まえた上で、今からその準備をしていく必要があるのではないかと。

これを、内部的な検討会でも結構だと思うんですが、いろいろなケースを想定しながら、どういった政策を展開すべきなのか。EUでも所得支持という形でやっておりますし、先ほどオーストラリアは何もなくなったというふうにおっしゃったんですが、2000年6月に確かにそれまでの支持価格制度はなくなったんですが、現在も続いておりますが、実は、8年間は酪農家に対して直接的な一種の賠償支払いということで、1,000万円ぐらいの金が出るという形になっております。

いろんな形でその国の政府はその国の酪農なりを発展させる仕組みを考えているということでもありますので、当然、日本もそういうふうになっていると思いますが、その辺は将来を見越した形でぜひやっていただきたいということでございます。

生源寺部会長 そのほかいかがでございますか。

菅野委員。

菅野委員 午前中欠席しまして、もうお話が出ていたのかもしれないんですが、日ごろ感じていることで若干申し上げたいと思います。1つは、私は結構地方の現地なんかを見て回るチャンスがあるのですが、先月、岩手、青森なんかへ行きましたら、日本短角が減ってきちゃっているんですね。一時は、粗食に耐えて粗飼料主体ということで盛んだったんです。それから、昨年九州へ行きましたら、褐牛も随分減ってきている。日本全国、肉牛に関しては黒毛が交雑種、あるいはホルとのF1が主体になってきている。そういう中で、将来的に環境に優しい持続的な家畜生産ということ、そして、えさの方の自給率も高めるとい意味ですと、本来の短角だとか褐牛を放牧して、粗飼料を食べさせる草地畜産という方向がぜひ必要だと考えているわけです。

それから酪農の方を考えてみますと、2万キロも出す高泌乳牛が北海道で生まれるとかいうことで、ロボット搾乳なんかもどんどん導入されて効率化されているんですが、その場合は結局海外に濃厚飼料を依存しているわけです。そうすると、草地畜産という形で考えていきますと、乳量は少なくとも粗飼料主体の草地畜産というようなことが今後望まれると思うんです。収益性から考えても、そういう形だと病気も余りなくて衛生費がかからないから、結果的には乳量は少なくとも、外国から高い濃厚飼料を導入してやる畜産よりは、将来的には環境に優しい自給率を高める畜産ができるんじゃないかと考えるんです。

そういう現実に対して、国の方はどんな対応、対策を考えておられるのか。このままでいくと、肉の方も酪農の方も自給率を上げるというような形にはならないんじゃないかと感じております。

生源寺部会長 これは飼料課長、お願いします。

木村飼料課長 特定品種の関係は後ほどということで、草地畜産、特に放牧ということでお話しさせていただきたいと思います。御案内のとおり、昭和36年の旧農業基本法というのは効率性の追求が理念、これに対しまして11年の食料・農業・農村基本法、環境・安全性・ゆとりといった視点での農業展開を求められていると思います。どちらかといえば従来の我が国の畜産というのは効率性重視といいますが、そういった方向で進んできたのではないかと感じております。その対極にあるのが環境とか安全性、ゆとりといった面での放牧ではないかと考えておりますし、さらに生産性の上でも低コスト化が図れるとか省力化ができるということで有利な点があると思います。

ただ、放牧がちょっと停滞しているというか、減少してきた理由は、安くはできるんですが、

乳量・乳質が下がるとか子牛の発育が悪いと高く売れないということで、安かろう悪かろうといった評価であったのではないかと考えております。しかし、最近では、栄養価の高い牧草を採取して集約的に放牧できる技術とか、電気牧柵とかダニ駆除といった技術ができ上がってきておりまして、放牧につきましてはまさに転換期にきているのではないかと考えております。

そういった意味で、これまでの放牧の固定観念、マイナスイメージを払拭しながら、草地を利用した放牧はもちろん、遊休棚田とか果樹園を利用した放牧もございまして、日本型放牧とっておりますが、こういった放牧を各地で展開していきたいと考えております。特に中山間地域につきましては、耕作放棄地、棚田とか遊休果樹園とか遊休農地とかが発生しておりまして、もう一つは鳥獣害が大きな問題になってきております。鳥根の事例では、クリ園が鳥獣被害を受けてクリの収穫が年々落ちてきた。そこに牛を放牧すると下草も刈ってくれる。さらにイノシシとかサルがクリ園に近づかなくなったといったことも聞いております。まさに中山間にとって放牧が一つの切り札になってくると考えております。

もう一つは、放牧で生産された畜産物につきましては、ビタミンE、これはお肌によいとか、あと共役リノール酸と言いまして、ガンに効くとか心臓病に効くとかいろんな機能性も高いという情報も得られております。こういった情報を消費者に積極的に提供しながら、消費者サイドからのサポーターといったものも得ながら、進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、放牧というのはどこでもできるという技術ではございませんし、限られた土地のところではなかなかできないと考えております。ただ、安全・安心な自給飼料に立脚した日本型の畜産に向けての一つのシンボルとして、本年から新たな事業も起こしておりますし、進めていきたいと考えております。

生源寺部会長 今の御質問に関連しまして、食肉鶏卵課長、何かございますか。

本川食肉鶏卵課長 日本短角種については、放牧をして子供を連れて帰ってくるという粗放的な飼養形態をとることができるということで、経営面で非常に優位性を持っておるということでありますが、ただ残念なことに頭数が激減しておりまして、繁殖雌牛でいきますと、全国で平成2年に2万頭あったのが今は6,000頭ちょっとという数字になります。褐毛和種につきましても、全国で平成2年に7万3,000頭いたものが今は2万5,000頭という状態でございます。こちらでも阿蘇の草原の中で、放牧形態で粗放的な飼養ができるというメリットを持ったものでございます。

短角種については、特定スーパー、確か「いなげや」とさんと産直のような形でやっておったのが、いろんな競争の中でそういう特定のルールとも細ってだんだんと飼養頭数が減っていくと伺っております。ただ、私たちはこういう地方の特定の品種、あるいは短角種なら短角種で赤身の非常においしいいいところがあるわけございまして、そういうのをぜひ伸ばしていただきたいということで、そういう地方の特定品種に対しまして、例えば消費・特定のユーザーの方と、提供するための助成でありますとか、そのようなものをきちんと助成をいたしながら、できるだけ踏みとどまっていたと助成をしているところであります。

先だって、東京市場に出荷するフェアを岩手県で開催をされるとか、そのような形で少しでもその良さをわかっていただいて、地方のそういう品種が残るような努力がなされている。そこを御紹介しておきたいと思っております。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

菅野委員。

菅野委員 今回の件ですが、ですから、岩手県とか青森県なんかでも自治体がかかり応援しているということだと思っておりますが、国としても自治体と連携しているような制度もつくっておら

れて、応援してくださるということですね。

先日、盛岡で岩泉町の短角のアンテナショップでごちそうになりましたけれども、大変ヘルシーでおいしい肉ですし、全部黒一色とか黒との交雑ということではなくて、そっちの方は大いに進めていただければと思います。

ありがとうございました。

生源寺部会長 それでは、畜産部長から補足があるようでございます。

松原畜産部長 今、地方特定品種、特に日本短角種についての国の関与ということでお話しございましたので、ちょっとトピック的かもしれませんが、私ども独立行政法人で家畜改良センターというのがございまして、七戸に奥羽牧場というのがございます。そこで日本短角種を約150頭ほど育種素材として飼っておるわけでございますし、また、遺伝資源ということで、特定のいい遺伝形質を持ったものについては、その精液なり受精卵を冷凍して保存するというようなことでも、貴重な遺伝資源あるいは地域資源ということでの活用の道が閉ざされないように、いろんな面でサポートをしていきたいと思っております。

菅野委員 よろしく申し上げます。

生源寺部会長 そのほかいかがでございましょうか。

松木委員。

松木委員 私は全く現状を知らない消費者の代表ということで突飛な意見になるかとも思いますが、その辺マイナスで聞いていただきたいと思っております。

昨年度、14年度はBSE問題とかがありまして特別な年だったように思うんですね。それで、補償に関しても特別枠な補償がつけられたと漏れ聞いておりますが、午前中の説明で受けますと、そういうものは全て補償枠の中に入れていまして、算定数字としても過去何年間の数字の中に入れて計算されたものと理解したんですが、特別に、例えばBSEですが、そういうものに対しての特別枠の補償とかいう考え方ではなく、補償ということで、キロ当たり11円ですか、これは加工原乳に対する補償金ですが、それで特別な、その年は特に子牛が非常に安かったから子牛が生まれたら何か補償しようとか、そういう補償があったのではないかと思うんです。それは14年度に関してはそうだと思うんですが、15年、来年度に関してはまた状況が違うと思うんですね。

そういう意味で、その年その年に対応した補償の考え方というのは別にあるんでしょうか。それとも、一たん補償がつくとそれがそのままずっと続くといえますか、そういうことになるんでしょうか。基本的な質問で申しわけございません。

生源寺部会長 それでは、まず牛乳乳製品課長からお願いいたします。その後、食肉鶏卵課長からも御説明いただいた方がいいと思います。

荒川牛乳乳製品課長 先ほどの私の御説明がちょっと舌つらずで誤解をお招きしたら申しわけございません。

きょうの資料5「加工原料乳生産者補給金単価等算定説明資料」の6ページをごらんいただければと思います。本来、これは今年のでございますので、昨年の資料等があつて、昨年どういう形でBSEの影響を織り込んで算定をして70銭がプラスになったかということを御説明できればよろしいんですが、今年の資料で申しわけございません。

先ほどと繰り返しになりますが、この6ページのC1というのとC0というのを比べて、今年はC1の方がC0よりも小さいものですから、その下のC0分のC1が0.9898ということになって、今年は小さくなってございます。昨年場合は、非常に荒っぽく言いますと、このC0と書い

であるところのものがC1にございまして、その1年前のものがC0としてあって、そのC0よりもC1の方が大きかったものですから、それが引き上げの要素になったということでございます。

その引き上げになる計算方法としまして、BSEの影響によります廃用牛の価格の下落ですとか、又レ子価格の上昇というものを織り込んで決めるというルール、要するに物価修正を直前までするというルールでございますので、昨年は上がったわけでございます。一たん上がりますと、3ページをお開きいただきたいのですが、その3ページの平成15年度単価は平成14年度の11円をベースにいたしまして、これに移動3年平均の比率を掛けるということになります。

したがいまして、この去年の単価がもとになりまして、それに去年からことしのコストの変動率を掛けていくというルールでございますので、その14年度に発生したBSEの影響というのがこの算定方式から完全に抜けるのは、理論上は3年後ということになります。ところが、移動3年平均をとっておりますので、14年度の影響が単年度でばんと効くのではなくて、12年度、13年度、14年度というものを3つ足して3で割るということで、非常に雑駁な言い方をしますと、影響が3分の1になっている。そういうふうになる時上がる時下がる時も、大きく上がったとき大きく下がったりしないようにしようというのが、この移動3年平均の考え方でございました。

今年在去年とちょうど逆の状況が起こりまして、去年上がったいろいろな要素のものが逆の向きに向いておりますので、今年直近の14年度は、今度は下げということになりまして、今度はこの下げという年の要素が向こう3年間3分の1ずつ効いてくる。そんなような説明でございます。説明が舌っ足らずで申しわけないんですが。

生源寺部会長 牛乳の補給金の単価につきましては、算定の要素となっているものにBSEによる非常に大きな影響があって、そのことが補給金の単価に反映されたということで、特別の扱いをしているということではないということかと思えます。これは、食肉鶏卵課長から特別の方のお話があると思えます。

本川食肉鶏卵課長 まず、指定食肉の安定価格につきましては、牛肉は7年間の過去の農家販売価格をとっているんですね。それに生産費の指数だとかを掛けると申し上げました。これにBSEで起こった事柄が算定として入ってくるとしますれば、生産費の指数を出すときに肥育経営が畜畜、子牛を買います。その子牛が随分安くなったわけでありまして、当然、売る牛肉も安くなったわけでありまして、売る牛肉が安くなったという要素と、それは7年間の農家販売価格の趨勢、実績値をとるときに、BSEで大きく下がった、それを算定に盛り込むときに下げの要素として効いてくるということでございます。これは7年間の価格変動の中で、BSEで下がった部分を7分の1に反映されて、異常な数値は少し除いておりますが、今回の算定の中に入ってきております。ですから、それは特別に配慮したとかいうことではなく、実際に7分の1に薄まりますので、算定の中で大きく下がるとかいうことにはなっていない。

それともう一つは、肥育経営が買う子牛の値段が非常に安くなりましたので、その子牛の値段がその生産費に反映してくるわけでありまして。ただ問題は、タイムラグがありまして、安くなった子牛を今育てている最中でありまして、生産費という形でまだ安い子牛をお肉にする段階にまで至っておりませんので、それはもう少し先になって生産費の中に反映されてくる。ただ、実はこれも7分の1に薄まって、いろんな費目の中で反映されてくるということでありまして。ですから、算定上BSEの影響ということ、今の2点くらいではないかと思っております。ですから、これについて去年はげたを履かせたとかなんとかいうことはございせんし、その

点については7分の1に薄まった形で去年も今年も出てきておるといことではないかと思ひます。

それから、子牛の保証基準価格につきましては、子牛の販売価格が下がったという事実はありますが、この点についても算定上BSEの影響が出た項目を考慮しなければならないといことは余り強く出ておらなかった。

ただ、おっしゃっておられる趣旨としては、BSEの影響で、例えば枝肉価格が大きく落ちこんで、肥育をやっておられる方々の経営が非常に不安定になった、そういうものに対しては、家族労働費の一部でありますとか、あるいは物財費の一部を補うような特別の対策、補てん金を交付することによって、一定の水準の所得が確保できるように、それは次の再生産を確保していただくことになります。その方々の再生産が確保できなければ子牛をつくっておられる方々の子牛を買う人がなくなる。そういうことで日本の畜産のサイクルが全部狂ってまいりますので、そこを支えるということをやった。これは、こういう価格とは別途の補てん金といことに対応したといような事実関係でございます。

生源寺部会長 よろしゅうございますか。

松木委員 計算の意味はわかっていたんですが、特別にそういう補償がなかったのかとい不安も逆にあったわけですね。でも、今あったということのを伺いましたので、畜産は何か起きて急に倒れてしまうといことではないとい安心感を持てました。何か起きたときにすぐ対応できるようなシステムがあるかどうかちょっと心配だったんです。そういう意味です。

生源寺部会長 本日審議していただいております価格等につきましては、今両課長からお話しがあったとおりでございますし、その他に「特別」とい表現ではなく「別途の」といことだったかと思ひますが、そういうものについても御説明いただいたわけでございます。

そのほかにございますか。

吉田委員。

吉田委員 先ほど要望・要請の中にありましたけれども、国産稲わらの件ですが、結構今、国産を飼料にしているのが大分ふえていると思ひますね。そういった中で口蹄疫が発生以来、輸入の稲わらについていろいろ問題がありました。そうした中で検疫体制を今後ともしっかりやってほしいとお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

生源寺部会長 衛生課長、何かあればよろしくお願ひいたします。

伊地知衛生課長 稲わらは中国から輸入されているわけでございますが、昨年、輸入稲わらからニカメイガとい虫が発見されました。虫が発見されたといことは加熱処理が十分にされてなかったといことで輸入を停止いたしまして、中国側に施設の改善、二度とそういうことが起こらないような改善を申し入れまして、4月からですから10ヵ月近くかけまして改善をしていただひて、私どもの家畜防疫官が現地を確認して、あとは改善策といたしましては、植物防疫官3名と動物検疫所からも動物検疫官が1人、合計4名現場で立ち会っているわけでございます。

なお、前回は加熱処理されたものをコンテナに詰めるところまでの確認が十分にされていなかったのではないかとい反省も含めまして、そこも含めて確認をするとい形で対応を改善し、今年の1月から輸入が再開されました。この体制を確実に守って、安全なものだけが入るような形で輸入が行われるようやっていきたいと思ひております。

生源寺部会長 ほかにいかがでございますでしょうか。

よろしければ、ここで一たん休憩を取らせていただきまして、会場の時計で30分から再開いたしたいと思ひます。

再開後は、まず、意見開陳をいただく前に専門委員の方から専門的視点からの参考になる御意見を伺いたいと思います。その後、引き続き委員及び臨時委員から政府諮問案についての意見開陳をお願いするという段取りで進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、短くて恐縮でございますが、10分間休憩ということにいたします。

午後3時20分休憩

午後3時32分再開

意見開陳

生源寺部会長 再開いたしたいと思います。

先ほども申し上げましたが、意見開陳の前に専門委員の方で専門的視点からの参考意見等があればこれをまず御発言いただき、その後で委員及び各臨時委員から意見の開陳をお願いしたいと思います。なお、御意見は自由にお述べいただきたいと思ひますし、また、できるだけ十分にお聞きしたいと考えておりますが、1人5分御発言いただくとしても、全部終わるのに相当な時間がかかるということがございます。時間を制約するつもりはございませんが、何か矛盾するようなことを言っているようでございますが、そういうことも頭の片隅に置いていただきまして、重複する意見等がある場合は整理していただくなどの工夫をしていただければ、大変ありがたいと思ひます。

それではまず、専門委員の方で専門的な視点からの御意見等があればお願いしたいと思います。

それでは、福岡委員。

福岡委員 小林先生と今ここで立ち話をしたんですが、トレーサビリティの関係ですが、食肉センターで一定のカウントをしておりますから、トレーサビリティの番号その他は問題なく整理整頓ができるかと思うんです。

ただ、流通業者がカットした場合に、その1頭だけやっているのならいいんですが、複数を量的にカットして流しますから、その間違いがないようにということで、今、機械メーカーもトレーサビリティの番号のシールが出るような形で改良されてきておりますので、部分肉に張りつけるという形の中で流通ができようかと思っております。

ただし、セルフチェーン、専門店、販売する方もそれに右へ倣えして部分肉できますね。それをまた再度分割をしてトレーに入れたり、鉄板焼用にスライスしたりという形の中で、小売店もそれに対して秤を購入しなければいけないということで、流通業者も小売店も結構の経費負担がかかるということが否めない現状なわけです。畜産環境整備機構あたりも援助をいただいで、お手伝いいただいでおるんですが、ちょっとした店舗だと秤で見積もりをとってみると1,000万かかるという感じなんですね。だから、コストが結構かかりますから、一概に短期間でそれが全部整備できるということは非常に難しいだろう。時間もちょっとかかるんじゃないかと思っております。

畜産課長あたりのお話だと1年半から2年弱かかるだろうということもお聞きしておりますので、私の方ではそういうふうな形の中で時間を与えながら整備をさせていきたいと思ひます。それをまたあえて公正取引協議会の方も、流通業者が全部公正取引協議会の中に入ってお

りますから、去年の2月に端を發しまして8月に公取協の方の許認可をいただいておりますし、規約も認可いただいておりますから、そういうもとに基づいて、各業界がそういう形の中で、商社、商社は輸入ビーフ関係ですが、ポークその他もやはり一緒のような形の中でやっていただかないと困るよというふうなこと。

それと全農3団体、ハム・ソー組合、副生物協会、飼料協会、こういうふうな形の中でセルフチェーン、食鳥関係、全部の流通業界をまとめまして、私の方で統一した見解を出したいということで常に関与を行っておりますので、そういう点では、時間をもう少しいただければ完全に整備ができようかと思っておりますので、くれぐれもよろしくお願い申し上げたいということでございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、山田委員。

山田委員 時間がないということですが、現場の声もありますので、これまでの議論とかなり重複するかとも思いますが、お許しをいただきたいと思えます。

まず、BSEの問題につきましては、去年の今ごろではほとんど想像できないほどの回復と申しますか、関係者の皆さんの御苦労に敬意を払いたいと思えます。ただ、これも議論ありましたように、まだ生産現場で不安や苦労が解消されたわけではありませんので、引き続き感染原因の究明、BSEが発生した場合の対応、そして経営対策に全力を挙げていただきたいと思えます。

あわせて食の安全・安心の問題、これも先ほど来の御議論のとおりでございますが、この確保には生産流通の段階で相当のコストがかかってくると思うんであります。政策支援もさることながらですが、しっかりやってもらわなければいけません、あわせて消費者の皆さんにどう理解をしていただくかという取り組みも、これから非常に大事ではないかと思っております。

それから、畜産政策の関連政策であります、いずれにしても厳しい財政状況になってきているわけでございますから、これからの関連政策については経営の確立というところに焦点を当てて、重点を置いて取り組んでいく必要があるんじゃないか。法人化の推進なども非常に重要な課題だと思います。ただ、非常に体質が弱い繁殖牛経営については、一概に構造政策というだけでは対応し切れないのではないかと。経営をどう継続していくか、経営体としてどう維持していくかという観点から、生産基盤の整備などの地域ぐるみの思い切った対策が必要じゃないかと思えます。経営の構造の問題は、酪農・肉牛・養豚とそれぞれ非常に大きく異なりますので一概には論じられないのであります、いずれにしても強い体質をどうつくっていくかに焦点を当てるべきだと思います。

それから、これも先ほど来出ておりますふん尿処理の問題ですが、これは畜産農家にとって死活問題であります。まだ半分残っている、あるいは半分まで来たということでございますけれども、来年の11月までに全部やるということはなかなか至難の課題だと思います。うまくいきませんと、これを契機に畜産農家が大きく減るとすることも危惧されるわけであります。人間のふん尿の量に比較して牛は60倍だとか豚は10倍だという話もあるんですが、私は改めてメーカーにも聞いてみたら、例えば豚のふん尿処理施設を考えると、豚1頭について人間17人分ぐらいの負荷に対応できる施設をつくらないと間に合わないという話でございました。

私どもが今お世話しております経営者の組織があるんですが、この中のトップクラスではあります、豚で常時2万頭というのは大変大きな経営であります、ここのふん尿処理対策を見ますと、施設整備で6億5,000万の経費をかけている。年間のランニングコストが約5,000万

というふうになっておりました。これをつくりましたメーカーに聞きますと、「これは人間に換算すると大体34万人の処理能力だ。相当大きな都市における処理能力を1つの経営でもたざるを得ないということだ」と言うわけであります。

これはまさにトップ中のトップであります。私どもがお世話している養豚経営者会議で61経営の調査が行われていまして、ふん尿処理1母豚当たりの施設整備に大体21万円かかっている。ランニングコストで年間2万6,000円かかっているという調査結果がありまして、これを枝肉1キログラムに換算すると33円くらいに当たる、これは経営者の皆さんの計算なんです、そういう結果も出ておりまして、大変な負担であります。

先ほど、ふん尿の量と耕地の量は全体としてはバランスがとれているというお話があったんですが、長期的には、これも先ほど出ていましたように、バイオマスによるエネルギー利用ということを大きく普及していく必要があると思うんです。現在普及されている事例を少し聞いてみましたが、もちろん施設に大きなコストがかかるということですが、施設のメンテナンスと、とりわけ廃液の処理にコストが予想以上にかかるというお話がありました。また、できた電力の売電価格が安い。こういう売電価格ではなかなかやっていけないんじゃないかというようなこともありまして、これは農政のエリアだけじゃなくて総合的な対策が必要じゃないかと思えます。

3つ目ですが、国土利用なり農地利用と自給飼料の問題です。これも先ほどちょっと出ておったんですが、これから中山間地域を国土の利用としてどう考えていくかというのは非常に大きな課題だと思うんですが、長期的に見ますと、飼料用穀物は世界的に逼迫するということは大きく予想されるわけありますから、こういう地域における草地畜産の可能性というものを、これも単に農政の観点だけではなくて、国土利用なり資源の観点から、もう少し大きな課題として取り組むべきじゃないか。先ほど大変力強い課長さんのお話がありましたが、さらに取り組んでいただく必要があるんじゃないか。

もう一つは、米政策の改革が出ているわけあります。稲わらなり稲発酵粗飼料の活用ということが大事でございますし、耕作畜連携が大事であります。私どもは今実際行われている調査をやらせていただいておりますが、当然といえば当然なんです、その多くが畜産農家が積極的に使うという動機づけで行われているものが非常にうまくいっているように見受けられます。ただ、その評価も、北海道で聞きますと牛の食い込みがいいとか、あるいは乳質がよくなったという非常に好評の答えが返ってくるんですが、府県になるとなかなかそこはよく見えない。この辺のこともありますけれども、ただ、評価は全体として悪くはないんですが、コストが高い、それから新たな機械施設が必要だということで、少なくとも畜産農家がこういうことに取り組むのは、10年ぐらいの見通しをもって取り組めるようなインセンティブをどう与えていけるかというところが、非常に大事じゃないかと思えます。

それから、衛生対策ですが、輸入検疫なり国内防疫措置の強化が非常に望まれるんですが、実は生産者の一部から、今度、農林水産省の機構改革で衛生課と飼料課の安全管理部門が新しい消費安全局の衛生管理課に移るということで、生産現場から距離ができるんじゃないかという不安を持っているという話がありまして、先般、その生産者の皆さんが要請に行かれたという話がありまして、私はそんなことはないと思っておりますが、PRも含めて万全の対応をお願いしたいと思えます。

最後に、WTOの問題は、もう中身は申し上げませんが、我が国の畜産が維持できるかどうかの極めて大事な話だと思いますので、御指摘をさせていただきます。

ちょっと長くなって恐縮でございました。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、吉濱委員。

吉濱委員 時間がないようでございますので、3つほど分けてお話ししたいと思っております。意見とお願いでございます。

1つは流通消費対策でございまして、BSEの発生と偽装事件がありまして、食の安全とか安心というものが消費者から信頼を失うような事態になりまして、まことに残念な状況になっているということでございます。BSE発生以前に比べまして、牛肉の消費もまだ完全に回復していないということでありますし、また、牛乳の消費も伸び悩んでいるという状況でありますので、ぜひ、引き続き消費拡大対策をお願いしたいと思っております。

あわせて、牛の個体識別番号という名前と呼んでおりますが、漏れ聞くところによりますと、EUでは牛のパスポートと消費者に大変なじみのある言葉で、ペットネームに呼びかえて個体識別番号を実行しているということですので、できましたらかたい名前をやわらかい名前に変えてもらえれば、消費拡大に結びつくのではないかと考えております。

2つ目は経営対策でございまして、口蹄疫やBSEがこの2、3年の間に入ってまいりまして、大変びっくりして経営もがたがたになってしまったということでございます。今後は二度とBSEや口蹄疫、悪性獣疫が入ってこないように、ぜひ、対策を打ってもらいたいと思っております。あわせて原因の究明と、今後このような病疫が入った場合は改めて大胆な対策を打っていただければありがたいと思っております。昨年行われましたBSE対策については、日本の生産者はおおむね満足しているのではないかと考えております。

最後に価格対策でございますが、再生産が確保できるような価格を設定していただければありがたいなと思っております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

このほか、専門委員の方から。

矢野委員。

矢野委員 現在、日本の食料自給率というのがカロリーベースで40%であるということは皆さん御存知であると思いますが、家畜の飼料の自給率というのは25%と、人よりももっと低いものです。しかも、濃厚飼料と呼ばれます穀類の自給率というのは10%にしかありません。そういうわけで、家畜排せつ物の処理にいろいろ困っているわけですが、その多くが海外から輸入した飼料が源であるというわけです。それで、飼料自給率を上げるということが大きな課題だと考えるのですが、先ほどもお話が出ていました食品残渣をえさに加工できないかというお話です。

ちょっと古い資料なんですけど、1996年の資料では、一般廃棄物、生ゴミなんかを含めて外食産業だとか家庭から出た生ゴミ等を含めて、これが全体で1,600万トンあって、そこで堆肥化されているのが0.3%で、それ以外のものはほとんどが焼却か埋め立てをされている。それから、産業副産物と呼ばれます食品産業から出るような副産物が340万トンほどあるわけですが、それは堆肥化されているものが14%、飼料化されているものが31%というふうに一般廃棄物よりも多い割合で再利用はされております。ただし、全体で考えますと、約2,000万トンの食品残渣あるいは副産物というのがあるわけですが、そのうちのわずか3%が堆肥化されている。それから、そのうちの5%が飼料化されているという状況で、90%以上が焼却か埋め立てということになっております。

そこで、最近はこちらの食品残渣を飼料化するような方向付けがなされておまして、札幌

の生ゴミリサイクルセンターというところでは食品の残渣を188の学校だとか病院、会社等から収集して、これをフライクッキングと言って油で揚げる形で脱水をするわけですが、そうしますと、たくさんの場所から集めてきているんですが、でき上がった製品というのはその成分に変動の幅が非常に狭くて、飼料として十分使えるものになっていたということがあります。それで、この飼料については日本標準飼料成分表というのにも載せられていて、公的に認められているとなっております。

それで、また別に食品残渣の飼料化についてですが、これは、私は和歌山に住んでいるんですが、大阪のすぐ近くです。大阪の養豚農家というのは、昔から食品残渣を飼料に使っていたところですが、でも、生き残ってきたのはわずかなんですけども、その生き残ったわずかな農家の例を挙げますと、例えばチクワだとかウドンだとかパンの廃棄物だとかを利用して非常に効率よく飼料化して、しかも、副産物ですから安く手に入れる、あるいは協力金という形でむしろお金をもらっているという経営形態をとっていて、非常に良質の肉を生産しているところもございます。

そういう農家をいろいろ見てみますと、国からの補助金というのは受けないんだと。もちろん儲かっているということもありますが、受けずに独自の方法で例えば堆肥舎を建てるだとかコンポストを入れるだとかという努力をして、畜舎の建設費にしてもできるだけ安くあげるといふ独自の努力といいますか工夫といいますか、そういうふうにしてより経営を確立している、そういうことをやっているところがあります。もちろんすべてではありません。こういうふうには農家は経営的にうまくいくやり方ならば、そういう食品残渣なんかをどんどん利用していこう、あるいはふん尿も含めた廃棄物をうまく再利用していこうというふうには、実際に実行するわけです。

そこで、行政が関与するのがいいのかどうかということをやっと考えたわけですが、行政の関与というのが、さっきも農家のインセンティブという話が出ましたけれども、農家がやって、しかもその儲かる、利益になるという政策というのを打ち出していきたいと思えます。それは経済活動の中で儲かるという場合もありましょうし、あるいは補助金という形で利益をもたらすという点もあるかとは思いますが、いろいろ性格は違うかと思いますが、農家がやろう、やってみようという意欲がかきたえられるような政策を出していただければと思っております。

それで実は、研究者といいますか技術者の方でも家畜の排せつ物の中にありますいろいろな環境負荷物質、さっきの窒素だとかリンだとか重金属だとかを減らすような技術の開発も行ってありますし、牛なんかから出ますメタンガスを軽減するような技術の開発というのも行ってあります。ただし、そういう技術を農家に取り入れるにはどうしても費用がかかってしまうというところがあります。ですから、持続可能な地球環境に優しい農業活動というのを、行政としても具体的にサポートするようなシステムをつくっていただければ、そのためにその製品の値段が上がったとしても、そちらの方の付加価値、製品の付加価値というのではなくて、環境への付加価値というのをちゃんと評価してコストのアップというのは、消費者は受け入れてくれるんじゃないかと思っております。

すいません、ちょっと長くなりました。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

菅野委員。

菅野委員 先ほどの私の発言にちょっと補足させていただきたいのですが、要するに国土の

約70%を占める中山間地域の利活用、特にその多面的な機能をいかに利活用するかというのが、今後の我が国の畜産の面での大事なことだと自覚しております。

それで、先ほども耕畜連携とか、林畜連携の話は出てきませんでした。一方で衰退している林業においても牛を入れて下草を食べさせるというようなことで、担い手不足で耕作放棄地も大変ふえているわけですが、それを活用して飼料自給率を高めていく方向を、今でもやっておられますけれども、ぜひ、国としてもいろんな形で、具体的に補助の形か教育する、情報提供するという形で応援していただけたらと思います。

それから、もう一つ具体的なことで、牛乳の場合、飲用乳で、最近見ていると、乳脂率が3.6から4%ぐらいの競って高い乳脂率の牛乳が世の中に出ているわけですが、草地畜産なんかだと乳脂率で負けちゃうわけですね。健康を考えると乳脂率は低い方がいいと僕は思っているんですね。だから、そういう面でも競って乳脂率を上げるような方向は推奨しないような方向性をPRしていただきたいと思っております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか専門委員の方で御発言ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

生源寺部会長 それでは、続きまして委員及び臨時委員の皆様から御意見をちょうだいいたしたいと思っておりますが、その場合、本日の諮問案を審議するに当たり参考として示されました試算値があるわけですが、この試算値についての賛否を明らかにした上で、御意見の開陳をお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

なお、順番でございますが、増田委員、その後、臨時委員の皆様方については五十音順という形で、今回はお願いをいたしたいと思っております。

なお、本日御欠席の寺内委員から意見書が私の手元に届いております。この意見書につきましては、皆様方の御意見の開陳が終わった後、事務局の方から朗読していただく。こういう段取りにしておりますので、この点も御承知おきいただきたいと思っております。

それでは、増田委員をお願いいたします。

増田委員 価格についてのこの案につきましては、3項目とも賛成です。

ただし、加工原量乳補給金単価及び限度数量については、恐らく15年度の210万トンというのは現在もたまっている脱脂粉乳の対策というふうに理解いたしますが、これについては数年前にバター在庫でやはり同じような経験をしていると思っております。そのバターのときにはハイファットチーズの方に移動させて解消したということだったと記憶しておりますが、脱脂粉乳につきましてはその方策もないわけです。

そうしますと、先ほど栄養学者でいらっしゃる足立委員がおっしゃいましたように、栄養学的に評価のあるこの食材を、乳業業界だけではなくて食品産業に対して、商品開発のキャンペーンを行政の側からということができないものだろうか。ちょっと考えましても、これはなかなか難物ではないかという感じがしております。

それから2番目です。実は、このBSEの経験というのが日本の畜産の方向づけにいい機会だったととらえたいと私は今まで考えておりました。そうしましたら、最近の論調とか紙面の記事なんかを見ますと、何かもとに戻りつつあるような心配があります。

といいますのは、BSEが起きた直後の専門誌の記事の中で、見出しだけ見ましても、「人も牛も無理をしない酪農への道、飼養形態が問われる時代になった、酪農の原点に戻る、畜産の転換期」、この見出しに私は我が意を得たりという印象を持ったんですが、少し違って

いたらどなたか訂正してくださってもよろしいんですが、また乳量1万キロ、スーパーカウの時代というふうに突き進んでいきそうな気配があるのは非常に心配でございます。

私が思いますには、畜産というのは経済産業であると同時に生命産業だということを、BSEは教えてくれたような気がしています。そして、現場を見たいと思ひまして、今週の初めに沖縄県の宮古島へ参りました。ここは人口5万5,000人で牛1万8,000頭、人間3人牛1頭、サトウキビと肉牛繁殖の島です。残念なことに、ほとんどはつなぎ飼いでした。これだけ草地があるんだから放牧したらどうかと申し上げましたら、そんなことしたら島がまるはだかになってしまう。サトウキビはみんな食われちゃうと。やってみないでそんなこと言ってたっしょうがないじゃないかと言ってみたんだけど、むだでした。

どういう飼いをしているかといいますと、御専門の方がいっぱいいらっしゃる場所でこんな話をしてもおかしいかもしれませんが、40センチの綱につながれているんですね。ですから、牛は寝られないんです。実は綱に80センチの長さがあるんだけれども、昼間は半分のところで折って柱に全部引っ掛けてあるんです。これも名案だと思いますが。ヨーロッパでは、WT0でも初期の段階で話題になっておりましたが、動物愛護とか動物福祉とかということをしてEUはしきりに言っております。そして、イギリスでは300万頭いる子豚に、気晴らしのためのおもちゃを与えなさい。それを実行しない場合には49万円の罰金という規則が施行された。それと日本の宮古島で見せていただいた牛の飼われ方は段差が大き過ぎる。そして、そんなところで起こったのがBSEの問題じゃなかったかという気がしております。

私は非常に放牧にこだわっているんですが、先ほど飼料課長から放牧についての力強い御説明があったので少し安心はいたしましたけれども、そういう行政の方針というのは無理なのでしょうか。といいますのは、海外から農産物がいっぱい入ってきてそんなことしていられないのが日本の畜産だということだろうとはわかってはおりますが、BSEを反省として、畜産行政の中でこのことをきっちり位置づけなければならない大事な転換期じゃないか。牛に変わって陳情がしたいと先ほど来思っておりますが、いかがでございましょうか。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは足立委員、よろしく願ひいたします。

足立委員 初めに、試算値3項目提出されましたけれども、これについては賛成させていただきます。

ただし、いろいろ考えなければいけないことがたくさんあるんだということは先ほどの議論の中でも幾つか出てきたかと思ひますが、今2つ上げたいと思ひます。1つは食の安全・安心という言葉をめぐるです。今増田委員がおっしゃったので、私もびっくりしちゃったんですが、去年起きてきたいろんな問題というのは、私たちに食というのが本当に生きることそのものであって、その中で安全・安心が大事だということを十分に知らせてくれたという点では非常に高く評価しているんですが、言いたいことは、それは基本なのであって、当然の基礎なのであって、人間の食物をつくっていくのが畜産業であり農業であるとすれば、それだけでは足りないというか、やはり健康づくりにも望ましい、それからおいしくて心豊かになる生活の質を高めることに貢献できる、そして、いろいろな食文化だとか国際性を豊かにしていくような意味を持ち合わせて食物は成り立ち、食生活は成り立っているのだと思うんですね。

そうすると、それらの基礎としての安全・安心というのは、もちろん保障されなければ可能ではなくなるので大事なんですが、繰り返しになりますが、そこは基礎であって、そこにとどまっていたのでは食物について議論していることにはならないんじゃないかという気がいたし

ます。ですから、これを機会にできるだけ早く食の安全・安心の議論を脱皮していくというんでしょうか、それを十分に踏まえながら、食物の原点に戻った議論が早くできるようにならないといけないんじゃないかということが1つです。

それからもう1つは、最近はやりの食育についてです。「最近はやり」とわざと申し上げたのは、今まで同じような目的や目標や方法をもって進められてきた栄養教育とか食教育とか、そうした言葉で進められてきたものと非常に意味が似ていますので、食育という言葉だけではないと思いますが、最近、食・育という言葉が重視されてきているのは、単に栄養素の摂取だけではない。単に調理だけではない。やっぱり食物、人間の食というのは生産から加工流通、そして調理、そして食べる、食べた物が体の中で栄養を営んで、そして心身の生活力を、生きる力をつくっていく。それが次の労働力の再生産になる。それできょうの話題の1つである廃棄だとか再利用の問題も含めた、そういう食の営みの循環性、全体を視野の中に入れて循環全体が高まるようにお互いに学び合っていこう、育ち合っていこう、そういうことができる社会を育てていこう、そういう意味が込められて食・育という言葉がつけられて、やられてきていると私は理解しています。

という視点から見たときに、最近、どうしても農業体験だけに偏ってしまったり、逆に高級なシェフがつくった味をおいしく食べる味覚の問題だけに矮小化したり、食の全体像というよりはある部分に矮小化するようなやり方で食育だと強調するような人が少なくないように思っています、残念に思っています。

ですから、少なくともこうした審議会なんかで議論されるときには、食の全体像の中でそれぞれの議論がされていくといいなということを切望します。そして、可能ならばそういう視野で、将来、価格形成のフレームをつくってほしいというか、先ほどの繰り返しになるんですが、それから小林先生なんかもおっしゃったことにつながるんですが、本来、価格というのは生産者の生活保障ももちろんあるけれども、食物としての価値がまず問われて、その一つの経済的な側面からの評価なんだと思うんですね。そうすると、人間の食物または人間の食の営みの中にどのように貢献できるのかという視点での価格議論みたいなのがやれるといいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは石川委員、お願いいたします。

石川委員 きょうの価格案ですが、賛成いたします。理由としては、綿密な計算式によったものなので妥当であろうというふうには私には解釈できないんですね。

食生活に関する意見といたしましては、自然界では今、自然破壊をすると動物・植物の生態系が崩れるとよく言われますが、いまや日本の人間界では食体系がもう崩れてきているんじゃないかと心配します。BSEがそれでしたし、さっきの脱脂粉乳が余っているという問題も、一食品メーカーの不祥事がもともなっていると思いますし、去年は食品の偽装事件、産地偽装などが指を折って数えていくぐらい起きました。北海道のスーパーでは、たしか豚肉のお金を返すと言ったら、買ってもしない若者が押しかけるという、こんな食に絡んだ問題まで起きているというのは本当に変なことだと思うんです。

食の生産、加工、流通にかかわる各企業には、安全はもちろんのことですが、偽装など絶対起こさないように目を光らせてほしいと要望したいと思います。

消費者の方は、今、食育というお話も足立委員から出ましたけれども、食べ物は感謝して食べるということを復活させるといいますが、植えつけていくといいますが、そういう姿勢を世の中に生み出して行ってほしいと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは、犬伏委員。

犬伏委員 消費者団体から来ているものですから、まず価格ということですが、価格に関しましては、今石川委員もおっしゃいましたけれども、これで仕方がないのかという、計算力のなさで、いいのかなと思っています。

ただ思いますのには、生産費というところが基礎になってこれを割り出している。昨年までの金額はもうここまでで終わっているわけですから、それに掛け算していく生産費という部分のところに、私としては少し考えてもいいのかなという気がしております。

私たち一般消費者というのは、おいしくて、安くて、そして安心な物、すごくエゴで欲張りなものを要求しているわけですが、それが実現できない。おいしくて安くてと言いながら、片面で国産のもの、何か事があったとき自給というものは大切だ、自給してほしいという思いというものすごく強く持っております。ですから、その自給という部分を確保する。つまり、国内の生産者の方が意欲をなくさないで、それなりにきちんとしたメリット、ちゃんと返ってくるという、生産しただけの価値があるという思いを持てるものにしてほしいことも事実です。

でも、だからといって高く出せないのですから、そこで国費という部分が入っていったらという計算が成り立っているのだらうと思っているのですが、生産費の部分に関しまして、先ほど来、ふん尿処理の話ですとかがあったのですが、何かさっき陳情のところでもあったのですが、ふん尿処理をすることによって生産者の方々が大変ダメージを受ける。そういうような感じのお話があったように思うのですが、逆じゃないのかと。初期投資は大変かもしれませんが、その処理をすることによって、生産費から引いてくれるのであろう副産物ができるようなものにしていく。そういうものに考え方を転換できないんでしょうか。そのためにこそ国費を入れることには国民は嫌とは言わないのではないかと勝手に思っているんですけども、そうすることによって、プラスしていく方向、肥料にしたり飼料にしたり、あるいはエネルギーにしたり、それがやっている一つの酪農であったり、それをすることによって別な副産物が出てきて、それをマイナスするから私たちはルンルンで安い物が買える、そういうスタイルになってくれないかというふうに、単純な人間は考えております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは、今委員。

今委員 3つの諮問案に対して、加工原料乳の補給金のことですが、いろいろな計算式を考えるとやむを得ないかと思えます。肉牛とその他2つは、まあそれでいいのではないのかと思いました。

それ以外に、生産者として生産現場でいろいろ感じることを意見として上げたいと思えます。まず、今一番問題になっているのは、政策とかいろいろなものがころころ変わるものですから、やる気のある若い人たちが何を目標に進んでいいかということがなかなか見えてこないということで、とにかく若い力をどういうふうに発揮させるかというところで、しっかりとしたビジョンを確立していただきたいと思えます。

また、消費者の方々から見ると、安心・安全にコストがかかるとかいうことを口に出して言いますと、ちょっとどうかなという思いがあるようですが、実際にふん尿処理施設などを設備しますと、設備費には国からの助成金とか補助が出るんですね。本当にありがたいほど出しているだけなんですけど、設備したその後はランニングコストがかかるんです。それに対して、生

産したもののから費用を出していくわけですが、それが経営の中で結構莫大な金額になってくるということで、再生産可能な農政ということをやっていますけれども、結局は、処理施設を設備するんだったらこのままやめちゃうかとか、生産が伸びないところにはそういうことも一つ原因があるのではないかと思っています。とりあえず、施設整備には助成があっても、ランニングコストが非常にかかって、維持費の負担が大きいということを知ってほしいということ。

それから循環型、日本型経営の継承のシステムとか言われますが、酪農家はそれこそ飼料生産から乳牛の管理まですべて自分たちでやるということで、体力的にゆとりもなくなってきています。ヘルパー制度とかコントラクター事業等ありますが、これからそういう事業に対しての力強い応援をいただきたいと思います。

それと、これは今生産現場で一番問題になっていることですが、死亡牛の全頭検査のことです。その実施に当たって、まず、実施されるということでもた不安がよぎるのが、自分たちの飼っている牛の死亡牛の中から患畜が出た場合に、疑似患畜の範囲がまだ見直されない。いろいろな事情があって早急にということはいかないのはわかりますが、BSEの発生の経過から見ても、生産者に余り負担をかけるような、例えば死亡牛検査の場合も、検査料金などは国でみてくれるのかどうか、それらしいんですが、運搬に対しての経費とか、あとは検査場まで持って行って、その先の化製場に行くまでが生産者の責任、義務ということで、死亡牛が産業廃棄物であるということから産業廃棄物の法律に照らしてそうなるんでしょうが、それでは私たちは納得できないという意見がかなり多く出ています。検査場までが生産者の責任で、それから先化製場で処理されるまでは行政側で何とか負担してくれるような、責任を持ってくれるような体制をお願いしたいと思います。

実際、死亡牛が本当に産業廃棄物なんだろうかということも疑問があるところで、死亡牛が本当にゴミになって捨てられてしまうものではない、油脂がとられたりということもあるものですから、その辺のところも何でも法律と言われちゃうと生産現場では混乱してしまいますので、わかりやすく説明していただくなり……。何か求めると法律という言葉にだめをされちゃうところがありますので、残念に思っています。

言いたいことはいろいろあるのですが、安心・安全は生産者だけが頑張ることができるものではないということで、消費者の方々も一緒になって増田先生も沖縄の方まで行かれたそうですが、そういうふうに生産現場を頻繁に見ることをしていただきたいと思います。見られることによって、現場でももうちょっときちんとやらなきゃとかいう姿勢もできてきますし、とても大切なことだと思います。

それと耳標装着の件ですが、24日の委員会のときに私もちょっと意見を申し上げたんですが、それに対して大変スムーズに対応していただきまして、いろいろな形で説明をいただきましたので、大変ありがたく思っています。

以上です。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

続いて大野晃委員、お願いいたします。

大野（晃）委員 補給金単価につきましては、現行の方式で算出されたということでございますので、諮問案は妥当であると考えております。限度数量につきましては、脱脂粉乳の過剰在庫という問題がございますけれども、生乳生産基盤の維持のために一定程度の余裕を持った数量を確保するという必要だろうということで、諮問案に賛成を申し上げたいと思います。

続きまして、関連対策について若干お願いを申し上げたいと思っております。一番目はW T Oの問題でございますが、これは日本の酪農・乳業にとりましては非常に重要な問題でございます。構造自体にかかわる大きな問題ととらえております。今後、継続的に酪農・乳業が日本で存続し得るような、再生産可能なレベルでの決着をお願いしたいと思っております。また、現在F T Aの問題が盛んに議論されておりますが、そういう場においても日本の酪農・乳業の存続という点を御配慮賜りたいと思っております。

それから、ガット・ウルグアイラウンドの交渉に基づきますカレントアクセスの問題でございますが、適正な品質のものを適時迅速に輸入し、放出をして、乳製品の需給を調整するというようなことについても御配慮を賜りたいということでもあります。

次に、加工乳、乳飲料の問題が先ほど来出ておりますが、これと牛乳・乳製品の消費拡大という点でございます。平成12年以降、消費者にとりまして、加工乳、乳飲料の価値観というのが大変大きく変化をいたしました。御案内のように、消費が継続的に縮小、減少しております。これによりまして、原料として乳製品メーカー各社で使っております脱脂粉乳につきましても使用量が大きく落ちこんでございまして、在庫が急増している状況でございます。我々乳業メーカーとしましても、この消費拡大ということを念頭に、消費者ニーズを的確にとらえまして、魅力のある製品開発というものに努力をいたしておりますが、この過剰問題というのは酪農・乳業にとりまして極めて大きな問題でございます。したがって、この対策ということにつきまして農林水産省等々の御協力をぜひお願いをいたしたいと思っております。

なお、加工乳及び乳飲料というのは飲用需要期の生乳供給不足を補う製品としての役割も担っております。したがって、加工乳、乳飲料のイメージアップというものも急務だと考えております。

また、畜産物価格関連対策としまして、脱脂粉乳過剰在庫の取り崩し対策及び脱脂粉乳の消費拡大対策事業への御支援もお願いを申し上げます。

次に、生クリーム等生産及び国産チーズの生産振興についてでございますが、W T Oの交渉が進展をしております。今後、関税が引き下げられるという場面も想定をされます。液状乳製品としての生クリーム、脱脂濃縮乳につきましては、消費者の皆様方からも味がいい、あるいは価値があるというようなことでお認めをいただいておりますし、国際競争力もございます。したがって、生産振興につきましては今後とも継続をしていただくようにぜひお願いを申し上げたいと思っております。なお、特にこの脱脂濃縮乳につきましては、脱脂粉乳を積み増ししないという面でも大変有効であると考えております。

チーズにつきましては、乳製品消費を支えてきたという面では大変大きな役割を果たしてまいりました。今後ともチーズの消費は伸びるとお考えをしておりますので、乳業会社としても体制を整えております。今後も輸入乳製品への競争力維持が望まれますので、チーズに対する特別な御配慮も、ぜひ、継続をお願い申し上げたいと思っております。

次に乳業の再編についてでございますが、W T O交渉等によりまして国際化の進展が進んでいくと考えられます。したがって、国際競争力のある製造体制を整備するということが必要でございます。このために乳業工場の再編整備に当たりましては、施設整備・再編整備にかかるコストの問題、集約化に伴う集送入コストの増加、合理的な配乳を可能とする乳量共販体制の整備、廃業対策及び廃業に伴う地域の活性化というような点につきまして、国の包括的な御支援をぜひ賜りたいと考えております。

最後に学校給食問題でございますが、現在学校給食制度におきましては100%生乳の牛乳のみが認められております。しかし、父兄あるいは児童のニーズというものも今後多様化してま

いりますので、生乳だけではない幅広い乳製品の供給による学乳制度の運用というものも希望いたしたいと思います。

以上、諮問案に対する意見と関連対策についてをお願いを申し上げました。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

続きまして大野健三委員、よろしく願いいたします。

大野（健）委員 牛肉・豚肉の安定価格なり肉用子牛の保証基準価格等につきましては賛成いたします。加工原料乳の補給金及び限度数量についても賛成いたします。

次に要望しておきます。酪農というのは1年、2年という単位ではなくて、長い間見ていくということです。さらに、事業を行うには長期的な資金が要ります。そういうのを踏まえて、さらに今回のように近々1年以内に大きな投資を要するもの、環境対策に金が必要。それから、えさへの費用とか、先ほどおっしゃったように死亡牛の費用、これは新たに発生することはわかっておるわけです。そういうものについては積極的に取り入れていくという姿勢が要る。過去の計算方式に先物を少し入れていかないと、今後、生産の再拡大というのはほとんどできなくなるということですから、将来の安定した酪農を維持するとなれば、そういうところをもう少し努力してもらえればという要望がございます。

それから2点目ですが、WTOとの関係で非常に危惧されますのは、国内の価格のバランスが崩れてくるという問題があります。一番端的なのでブロイラーです。ブロイラーというのは鶏ですから、同じ物を食べてむね肉ともも肉ができます。しかし、むね肉というのはもも肉の3分の1になっています。それは今、国内ではだれも不審に思っておりません。世界ではこれは異常なことです。もももむねも同じようなコストをかけてつくる肉が、異常になってきているということに気がつかないということですから、消費だけの面ではなく、もう少し世界を見てきちんとしていかないと、きちんとした動物の生産なり扱いができなくなってくると思います。

ですから、単純に自由化していった安くなるということは、一面、消費者にとっていい点がありますが、本当に将来を眺めた畜産事業なり酪農事業はできなくなってくる。それは端的にブロイラーに出ておりますので、そういうのを踏まえまして、価格についても、いかに生産者を維持していくか、守っていくかというのに相当重点を置いて考えていかないと、将来の食の確保はできないということになりますので、こころをぜひ勘案していただきまして、今後の価格対応も進めてもらいたいということでございます。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは川島委員、願いいたします。

川島委員 諮問の内容につきましては、すべて賛成いたします。

ただ、私ことし初めてですので、移動平均法の算式というのは、理解はしているんですが、好みとしてはあんまり好きじゃないということを一つつけ加えさせていただきたいと思えます。

それで、こういう算式の中で生産原価が非常に重要な意味を占めているわけですが、きょうの資料の中でも畜種によってはかなり違いがありますが、養豚なら養豚を見ますと、配合飼料、流通飼料のコストというのが半分以上占めているということで、一くくりでほかの経費を詰めて、えさが上がったけれども、プラスマイナスゼロだった、こういう言われ方もされるんですが、私どもとして理解していただきたいのは、この資料に出ました価格の変動というのは、相

当大きな範囲でもコントロールできない国際的な穀物相場ですとか、為替相場の変動によるものでして、我々では何ともいたし方ない部分が大部分を占めているということでございます。一方、これから考えた場合に相当コストアップ要因が連なっているということでございます。

BSEが発生して以来、我々も関連業界として行政指導も受けながら今後の対応策について当面の緊急対策なり恒久対策の詰めをやってまいりました。それで飼料分野としましては、今後の飼料政策の展開方向というのをまとめていただきまして、安全、安心、安定供給、安価という4つの安をキーワードにやっていこうということで、我々業界もそれにのっかってやっているわけですが、正直申し上げて、今、大ざっぱに言って年間2,400万トンの配合飼料を流通しているわけです。休みを引けば1日10万トンの配合飼料が流通しているわけですから、我々、とめるわけにはいかんという部分があるわけです。メーカーとして安全というものについては責任を持ってやるつもりは十分ございますが、それに加えて、しかも安心させるだけの安価で安定供給せよ、さらに新鮮でおいしいものにしろと言われても、そう一気に全部できるもんじやない。こういうのが本音でございます。

そういうことでいきますと、我々としてもそうですし、行政としてももっと力を入れていただきたいのは、いろいろやられていることは十分理解しているわけですが、どうも消費者にそれが理解されていないというか、消費者の力の方が強くて押し返されているのかわかりませんが、安全・安心にコストがかかるということが理解できていない。

それから、これから増えるのは何かと言いますと、今国会で食品安全基本法を成立しまして、関連7法成立しますと、法令として我々は7つの法律でコントロール、基準を変えられるわけですが、それを守るためには相当程度、例えば1つの例として、牛用の飼料製造には専門工程化をしなきゃいかん。しかも、保管も専門化しろ。輸送も専門化になります。こういうことで、従来いろいろな努力の中で他畜種と混合生産なり輸送することによってコストミニマイズしていたものが、やむを得ず分離しなければならない。

ただ、その対応のために我々としては業界の中で企業間再編ですとか、新しいジョイントベンチャーを設立するとか、従来なかった形での一歩踏み込んだ総合受委託ですとかということで、できるだけ効率的にこれをカバーしようとする努力はいたしております。ただし、どうしてもコストアップにはなってしまう。

しかも、牛だけがコストアップになるのではなくて、従来、鶏、豚、牛をつくっていた工場から牛を抜くということは、鶏、豚についてもコストアップになってくるということが非常に理解されない部分がありますので、この辺、我々は自分なりに相当できるところまでは効率化し、吸収していくつもりですが、さらに続いて安全面からいって抗菌性製剤の使用の見直しも進んでおります。そういうことになると、開発も急いでおりますが、天然物で代替できるものがすぐ開発できるかどうか。コストがどうなるのか、いろいろ問題を抱えております。

こういうことがございますので、今日はいろいろな方からいろいろなおっしゃられ方をされたわけです。濃厚飼料が多過ぎるとか、自給率がもっと高くなきゃいかんとか、それは我々、先ほど申し上げました4つの安が絶対量を賄う上で責任が持てる範囲のことであれば、そっちの方向でやることはやぶさかではございませんので、今後とも我々自身も消費者側にPRをすると同時に、国の方も例えばこういう答申をした内容等についても、もう少し安全・安心料というもののPRを付加していただけたらよろしいんじゃないかとして、お願いして終わりにいたします。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、岸委員。

岸委員 きょう出されました案には賛成です。14年度に比べて15年度で変わるのは加工原料乳関係だけですが、既に今まで御発言になった方々の中でも、農業団体の方、酪農家の方、乳業団体の方全部妥当であるとおっしゃっておりますから、これは安心して賛成できるということだろうと思います。

お昼休みに、下の階で3団体の方から要請がございました。それから、この席でも価格あるいは限度数量等以外のいろんな問題提起がござっております。これはいずれも重要なことで、私も特に畜産環境問題に関心があるものですから、先ほど畜産環境対策室長に少しくどすぎるような質問をしてしましまして大変失礼をしましたが、これはいずれも重要でありますけれども、これらすべてを価格政策に背負わせていくということは無理があるだろうと思うんです。

つまり、価格は価格として一定のルールに従ってきちんと決めていく。それ以外の点については別の形で手当てをしていくというのが政策のあるべき姿だろうと思っておりますから、そういう意味での今度の価格は、これはこれなりに出された案で決めていったらいいんじゃないかと思っております。

今日いろんな形で出てきたような政策の要請が必要に応じて、それからもう一つ必要な範囲で行われるということを前提にして、今日の案に賛成をしたいと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、土井委員。

土井委員 きょう今日諮問のありました事項につきましては、基本的に賛成させていただきたいと思います。

それから、先ほども質問いたしましたが、家畜の環境衛生という立場から一言お話ししたいと思います。安全な牛肉というものを安定に供給していくためには、その大前提として家畜の健康管理であるとか衛生管理であるとかが不可欠になってくるわけでありまして、この点について言いますと、先ほども申しましたように、BSEだけでなく、もっとやっかいな例えば口蹄疫であるとか、豚コレラであるとかいうものが存在しておりまして、諸外国では今もってそういうものが繰り返し発生しております。

3年前には日本でも口蹄疫が入って、そのときには幸いに短い期間で清浄国になりましたが、そういうことを考えますと、BSEというものの騒動に隠されることなく海外伝染病の国内への侵入を防ぐ、防止する対策というものにもっと力を入れていった方がいいんじゃないか、もし仮にそのバリアが破れた場合の予防策、対応策についても、もちろん関係部署でこれまで地道に努力なさっておりますが、そこらについてももう少し強力な対応ができるような形になっていけばいいなと考えます。

また、家畜の衛生管理というのは国だけの事業ではないと思いますし、国を初め都道府県、それに実際の生産者の方々が一緒になってうまく連携がとれるような制度を、国なり都道府県が整備していただくという形で転がっていけばいいのかなと。特に、家畜伝染病とは離れますが、家畜の生産性の効率ということ考えますと、我々よく言う、非常にあいまいな言葉ですけども、生産病というようなことを言います。生産性の効率が落ちるような諸種の疾病がございまして、これには日常の飼養管理というのは一番大事になってくるということでございまして、そういうものも含め家畜の衛生管理、健康管理というものを国として、また、我々国民としてどうやって担保していくかというところを、もう少し詰めて強化していただければと希望いたします。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは内藤委員、お願いいたします。

内藤委員 発言をさせていただきます。まず、諮問されました加工原料乳の限度数量及び補給金単価並びに指定食肉の安定価格、指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格につきましては、生産条件あるいは需給事情及び物価その他の経済事情などを総合的に考慮いたしますと、政府試算に示された考え方で定めることはやむを得ないと考えます。

については、これにつきまして若干意見を述べさせていただきたいと思っております。第一点目ですが、畜産の発展にはえさ問題が原点だろうと考えます。現在国が進めております自給飼料基盤に立脚した畜産経営の推進のために、飼料増産推進計画のもとに飼料作物の作付拡大、単収の向上、国産稲わらの利用促進などにより自給飼料の増産を図っているわけではありますが、どうも現場に行きますと、総論賛成しかし各論やらないという傾向がまだあるように思われます。

については、次のようなことを考えております。我が国の畜産の発展は水田との結びつきなくして安定的発展はないと私は考えております。水田の施策もかなり変わってきておりますが、我が国の瑞穂の国と言われる水田との結びつきをしっかりと考えて、畜産サイドからの積極的な提案をしていく必要があるだろうと思っております。

一つの方法ですが、食料の自給率を上げるためには米と麦と大豆と飼料作物に視点を置かざるを得ないと考えます。お米については、言葉は正確ではありませんが、当面放っておいても自給率が下がることはないだろうと思っております。となりますと、大豆と小麦と飼料作物の3作物を水田との組み合わせの中で、具体的に言いますと田畑輪作方式を可能とするような形で基盤整備等を行って地域の単作、一つ一つの収益性を問題にするのではなくて、地域なりあるいはその4作物を総合的に考えた上で必要収益性を確保するような施策を畜産サイドで積極的に考えていく必要があるのではないかと考えております。

大きな2点目ですが、安全・安心な畜産物の安定供給のためには、まず飼料安全対策の充実・強化をしっかりとやっていただくことが必要であろうと思っております。これがあって初めてトレーサビリティ等のいろんな諸対策が生きてくるのではないかと考えております。

先ほど、水田を含む耕種農家との連携の必要性について述べましたが、さらに中山間の耕作放棄地を活用した放牧促進、日本型の放牧など、国民的地域資源をいかに活用するかということも積極的に考えていただければと思っております。

このような自給飼料基盤に立脚した畜産経営の推進こそ、今、WTO等で言われております農業の多面的機能を発現させるものではなからうかと考えているところであります。単なる美しい言葉でなくて、実際の行動において、この多面的機能を我々関係者がつくり上げていく必要があるだろうと思っております。また、これをやるのが畜産環境対策にもつながっていくと思っております。一つ一つの問題を個々に検討するのではなくて、自給飼料問題と環境対策を裏腹の問題として検討することこそが相互がうまく解決していく方法ではなからうかと思っております。同時に、口蹄疫等の海外からの悪性伝染病の侵入防止等との関連におきましても、自給飼料を積極的につくり上げていくという対策は大きな役割を果たすのではなからうかと思っております。

最後になりますが、生産者の方々にも食料の自給率向上という国民的プログラムを組み込んだ生産活動をより一層積極的に取り組んでいただくことが必要であろうと思っております。生産者一人一人が自給率向上という国民的プログラムを自分の生産活動の中にしっかりと盛り込んで生産活動をしていただくような努力をしていただきたいと思います。また、そのような努力に対して諸施策が効率的に使われるべきものと私は考えます。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、中村委員。

中村委員 まず諮問案に対する意見ですが、政策価格及び加工原料乳の限度数量については、生産、需給事情等を考慮すると諮問案はやむを得ないと思います。

それから、今後の政策運営についての意見要望ではありますが、5点申し上げたいと思います。ダブルのの一部簡潔に申し上げますが、第1が、これも先ほどから出ていますが、WTO農業交渉についてであります。第一次案が出て、生産者、生産者団体にとってその交渉の行方がどうなるのかというのが最大の関心事であります。ぜひ、政府は日本提案の実現に向けて、それこそ不転換の決意で交渉してほしいと思います。

また、このところ牛肉の特別セーフガード発動の取り扱いについて、アメリカとかオーストラリアから問題提起があるようではありますが、これはUR決着時に決まったルールでありますから、ルールどおり臨んでほしいというのもつけ加えたいと思います。

2点目が、これもいろいろ出ていますが、食料自給率の向上であります。カロリーベース45%目標を掲げていますが、この4年間、40%というのが続いている。向上していないという状況であります。畜産に関連して言えば、例えば肉の自給率でいきますと、肉そのものは自給率53%。それからえさの自給率25%ですから、肉のカロリーベースの自給率はこの2つを掛けたもの、13%なんです。肉のカロリーベースという意味ではわずか13%ということになります。肉そのものの生産維持拡大は必要ですが、やはり先ほどから出ている飼料の自給率向上というのが必要だと思えます。

その場合、牧草等の飼料作物で面積を増やすというのは限界があると思えます。生産調整が拡大される中で、ホールクロップサイレージ等、水田を活用した自給飼料の拡大に力を入れてほしいし、稲わらについても日本で900万トンできるのに130万トンの需要を満たせない。20万トンも中国から輸入しているということですから、すぐにでも完全自給できるのではないかと思います。我々も力を入れますが、ぜひ、この支援をお願いしたいと思います。

それから、米の関連ですが、来年から米政策改革がスタートするわけですが、その中で産地づくり対策として耕畜連携が掲げられているということでありまして、この夏にその具体策が決定するわけですが、柱の一つにも耕畜連携が掲げられておりますから、管轄は別ですけれども、きちっと位置づけてほしいと思います。農水省内の耕畜連携をお願いしたい。

あわせて、生源寺部会長には生産調整に関する研究会座長としてお願いもしておきたいと思えます。

第3点目が、これもいろいろ出ていますが、安心・安全の取り組みと環境対策についてであります。安心・安全については、トレーサビリティに関連して2点お願いしたいと思います。1つは、トレーサビリティと言っても、平たく言えばピンキリあるのではないかと。とりあえず耳標装着みたいな基礎的な取り組みから、それこそ生産履歴等詳細まできちっとつかんで、それが消費者段階で把握できるといういわば高度なシステムまでであると思うんです。それについて、消費者の中にはすぐにでもかなり高度なトレーサビリティができるというふうに思っている方も多いのではないかと、その高度なというのはそう簡単じゃないということになりますから、そういった側面についてもきちっと消費者に啓蒙というんですか、そんなことも含めてやっていただきたいというのが1つ。

なお、JAグループの中の取り組みですが、今年度、去年から耕種・畜産をあわせまして生産工程管理・記帳運動の取り組みをスタートさせておりまして、3年以内に全JAでの取り組み目標ということで推進を始めたところであります。

それから、トレーサビリティの2つ目ですが、高度なトレーサビリティという場合には生産から加工から流通から小売段階を通じて、それこそ記帳から分別管理から情報システムから相当なコストがかかるわけでありまして、そこでそういうコスト負担のあり方を、消費者負担も含めて議論が必要だと思えます。

それから環境対策、言ってみれば循環型社会の構築とも言えるかと思えますが、先ほどから出ている家畜排せつ物の施設整備、来年10月という期限もあり、その推進をお願いしたいと思えますが、先ほどちょっと紹介がありましたが、農水省とJAグループで共同の特別プロジェクトを急遽作りまして、総点検をやって推進していこうということにしておりまして、一体となって力を入れていただきたいと思えます。

あわせて、これも出ていましたが、家畜排せつ物のバイオマス発電等のエネルギー利用です。何かEUのデンマークではエネルギー政策の一つとして位置づけて、かなり力を入れているという話もあるようでありまして、そういった大きい観点での取り組みというのにも必要じゃないかと思えます。

4点目は、畜産生産基盤の維持・強化という点であります。畜産農家は今15万戸ぐらいなんですけど、5年前は20万戸を超えていたということでありまして、5年間で26%減少している。したがって、1戸当たりの規模拡大で辛うじて生産量等を維持してきたのではないかということじゃないかと思えます。特にということ言えば、この1年で見ても肉用牛農家は1年で5.5%減っているという状況で、特に肉用牛生産基盤の縮小が心配されるところであります。したがって、担い手確保、担い手育成とか優良な繁殖雌牛の確保とか、ヘルパー対策等々、生産基盤の維持・拡大対策をきっちりお願いしたいと思えます。

それから、先ほど前段で小林委員の方からも出されましたが、生産基盤の基礎となるといいですか、経営所得安定対策についてですが、米について、担い手に対して来年度からの新しい米政策の中で、今までの価格下落対策とは別に所得確保の観点からの経営安定対策が措置される、中身はこれからなんですけど、こういうことが決まっている。大規模畑作農家についても、経営所得対策を検討されるということになっております。

一方、畜産はということですが、今現在いろいろあることはあるんですけど、いわば専業農家、畜産農家は担い手が多いわけですから、今後、畜産についてもそういった観点での所得確保ということを念頭に置いた経営安定対策の検討をお願いしたいと思えます。

最後5点目、BSE関連でありますけど、これもいろいろ出されておりますので一言ずつにしますが、疑似患畜の範囲の見直しをOIEに積極的働きかけをお願いしたいというのが1つ。2つ目は感染原因、感染ルート of 究明に全力を挙げてくださいということ。3つ目は、農家にさまざまな処理負担のコストが発生しているわけでありまして、死亡牛の検査がこの4月から開始されるということで、新たな負担も懸念しているという状況もございます。BSE関連のコスト負担というのは国が支援するというのを基本に進めていただきたいと思えます。

以上であります。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは松木委員、お願いいたします。

松木委員 諮問案につきましては、やむを得ない案かと思いました。

ただ、こういう考え方の中に諸問題に穴埋め補てんというようなマイナー思考より、いろんな問題に対処できるような対策とか研究開発など、前向きと言いますかプラス思考のようなこともできるような案になるといいかなという感想を持ちました。

あと、消費者サイドでの意見は貴重な意見がたくさん出ておりますので、同意見は割愛させ

ていただきまして、私周辺の食生活の傾向についてちょっと申し上げます。栄養のとり方について、健康志向といえますか、日本従来の食生活を見つめ直そうというような傾向にありまして、動物たん白質より植物性たん白質というような動きもあるかと思しますので、これからは右肩上がりの消費拡大がなかなか難しい時代になるのではないかという感想を持っておりますので、その辺も皆さん知ってください。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、山口委員。

山口委員 諮問案は基本的に了ということでございます。欲を言えば、移動3ヵ年ということですから、補給金単価刻みがちょっときつかったかなという気もしないわけではありませんけれども、粛々として算定されたようですし、了といたします。

ようやくゼロリスク探求症候群というトラウマから解放されて、お肉の消費が戻りました。個体価格の回復ということで経済的にはかなり戻ってきた感もいたしますが、先ほどから話がありますように、BSE感染原因がまだ特定されておりませんし、15年度からの死亡牛の検査、SRMの焼却、レンダリング処理の負担など、BSEに関連した生産者の経済的プラス、これが一番きついのですが、精神的な負担。巷間言われております適齢期の牛等々たくさんあります。本当に今後も続くわけございまして、BSEの問題はまだ奥が深いわけでありまして、疑似患畜の指定範囲の見直し等も含めまして、生産現場はまだ解決していない課題が多いと認識しているところでございます。

このようによやくBSEの影響から徐々に回復と、生乳生産も回復ということでございませうけれども、こういった中で意欲ある担い手が「よしやろう」といった環境をつくるのがやっぱり一番大切だと。酪農・畜産の生産基盤の維持・拡大をする対策が一番大切ではないかと思うわけでございます。

食と農の信頼向上のために、先ほどから言われております安全・安心な畜産物の生産流通システムの構築が必要でございまして、牛肉などのトレーサビリティ体制整備を推進するための支援を、当然でございまして、よろしく願いする次第でございまして。

さらに環境規制の本格成功に向けまして、家畜ふん尿の適切なる管理を実施するための一層の畜産環境対策が必要である。このことが消費者の求める安全・安心な畜産物の生産につながるわけでございます。しかしながら、このことを結果的に牧場の継続化、廃業化と二者択一を迫られるわけでありまして、大変な影響が出てくるような気もいたします。

このようにトレーサビリティ等の安全・安心に関わるコスト、死亡牛のBSE検査に伴うかかり増し経費、ふん尿処理にかかわる施設整備やランニングコスト、防疫環境の悪化等に伴う生産コストの増加など、従来にない新しい生産費を押し上げる要因がたくさん出てまいりました。こういったことを補給金算定の中で今後きちんと算入していかなければならないと思うわけでございます。

また、総合的な生乳の事業対策でございまして、北海道の酪農生産者としても自ら拠出した基金を財源といたしまして、5,000トンの脱脂粉乳の過剰在庫対策を緊急に実施しているところでございまして、需給実態を踏まえまして、国産脱脂粉乳の需要拡大、在庫解消対策が喫緊の課題でございまして、また、生クリーム、脱脂濃縮乳など液状乳製品の生産・需要拡大や国産ナチュラルチーズの生産振興対策も大切だと思うわけでございます。

酪農の生産基盤対策では、WTO農業交渉が本格化する中で、国際化に対応して酪農の経営体質と生産基盤の維持・強化を図り、生産性向上を推進するためには優良な乳用雌牛資源を確

保することが必要でございます。

また、個別経営や法人経営体など地域の意欲ある担い手に対する施設・機械整備などの支援対策や新規就農者に対する経営継承対策、さらに酪農ヘルパー、農作業受託、コントラクター等総合的な営農サポート組織への支援対策も必要でございます。

いずれにいたしましても、生産現場で暗雲漂いますWTO農業交渉、BSEにおびえつつ、盆も正月もない年中無休、水より安いすばらしいお乳を搾っているわけでございます。長時間労働に耐えて頑張っている担い手が、夢・希望を失わないように、総合的な政策、価格等の後押しが今一番大切ではないかと思っております。

命の根源でございます食、多面的機能を維持する日本の農業の存在そのものを否定する今次の優勝劣敗のモダリティー一次案は断固拒否をする。日本提案の実現がすべての政策遂行の大前提でございますので、このことをつけ加えまして、畜産部の皆さんには長丁場御苦労さまでございました。お疲れさま。お仕事まだ道半ばでございますから、これからもよろしく。

以上。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員。

吉田委員 諮問のありました平成15年度食肉安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、諮問案どおり決するにやむを得ないかと思えます。

養豚経営安定対策についてですが、BSE発生によって豚肉が牛肉の代替需要に支えられて消費がふえ、価格も高い水準で推移しましたが、BSEの問題は養豚にとりましても屠畜処理の問題、肉骨粉の使用禁止、食肉の表示問題等、直接・間接的にさまざまな影響がありました。私たちは今回の教訓を糧に、今後とも消費者の方々に安心しておいしく食べていただく豚肉の安定生産に努めてまいります。品質改善や経営の体質強化に最大限の努力をしておりますが、厳しい国際競争の中で将来を見据えた養豚経営が続けていけますよう一層の御支援をお願いいたします。

お願いしたい内容はお手元の要請用紙に書かれておりますが、特にお願いしたい項目について説明させていただきます。まず、国産豚肉の品質改善、経営体質の強化を図るために措置していただいております養豚関連の各種施策、助成事業については計画的に改善を図っておりますので、引き続き実施できるようお願いいたします。

次に、海外からの侵入が懸念されております各種の海外悪性伝染病に対する万全の防疫措置をお願いいたします。

また、平成16年11月から適用されます家畜排せつ物の管理基準に対しまして、未整備生産者に対する適切な指導と予算の確保をお願いいたします。

そのほかいろいろとお願いしたことがありますが、とりあえず今お願いしたことを重点に対処していただき、生産者が今後とも消費者に安全で安心して食べていただける豚肉の生産に励めるようよろしくお願いいたします。

以上です。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

お待たせいたしました。吉野委員。

吉野委員 最後ですが、今日は幾つか非常に勉強になりました。1つは、今回の価格決定の方式は需給要因も入れてこられたということは非常にいいことだと思います。ただ、その中で私の専門としている消費量の予測の計算のところ、計算式の中に例えば標準偏差とかアールスクエアとか代入アクソとかいうものが全然入っておりませんので、そういう信頼性みたいな

ものはぜひ来年からは入れていただいて、私が委員ですから、学生がこういうのを見て「こんなのでいいんですか」と言われないように、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、価格形成に関しましては、今回のように需要要因も入れてこられたことは非常にいいことだと思いますが、長期的に市場に任せて価格は決め、それで農家の方々に所得補償をするという形の方が、非常に御苦勞をなさりながらいろんな計算なさっていらっしゃるんですが、そういう計算が余り要らなくなるのではないかと思います。

ただその中で、所得補償なりいろいろな補助が生産者のやる気あるいはインセンティブをいかに高めるか、皆さんおっしゃっているんですが、具体的にどうしたらいいかという御議論は今日なかったような気がいたします。ですから、こういういろいろな政策がどういうやり方であれば生産者のインセンティブを高くするのかと。つまり、効率的あるいは努力をなさっている方のやる気を、ぜひやれるような、増進させるような所得補償なり補助対策をお願ひしたいと思います。

それからもう一つは、全然別の観点なんですけど、きょうの御議論を聞いていますと、国際競争力とか日本のこういういろいろな酪農製品を海外でも売ってみようというところまで品質を改善するとか、価格が高くて海外で売れるものがあるかもしれませんので、ほかの産業ですと、必ず何らかの形で外でも海外でも売っていきこうという意欲がありますので、農家の方のやる気、インセンティブを高めると同時に、日本の製品は高くても品質が非常にいいものがあるという形で、売れるものは売っていただければと思います。

それから、えさの問題とか、これも皆さんに怒られてしまうかもしれませんが、犬とか猫ですとペットフードというのがありまして、牛にもそういうことができないのかなと。例えば、日本ですと国土が狭いですから飼料の面では諸外国と比べると劣位になっているわけです。そうであれば、ペットフードのようなものを開発いたしまして、それによって排せつ物も余り出ないようにするとか、そうすれば日本の酪農の国際競争力は相当上がるような気がいたしますし、しろうとの意見でございます。

最後は、脱脂粉乳が今余っているというお話ですが、アメリカなんかですと、若い女性はローファットミルクというので、この脱脂粉乳を使った牛乳を非常に喜んでいるわけですから、これもいろいろ宣伝をしていただければ、日本人というのはすぐ嗜好も変わりますので、ぜひ、その需要の拡大はお願いしたいと思います。

以上です。

生源寺部会長 吉野委員、今回の諮問案の試算値その他についてはいかがですか。

吉野委員 もちろん結構でございます。ありがとうございました。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、最初に御紹介いたしました寺内委員から提出されております意見書につきまして、これは事務局の方から朗読をお願いしたいと思います。

宮本畜産企画課長 それでは、読ませていただきます。

「食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産物価格等部会に対する意見提出について」部会開催当日は他に所用があり出席できませんので、あしからずお願ひいたします。

このため、表記の件につきまして以下のとおり意見を提出させていただきます。

なお、部会における取り扱いにつきましては部会長に一任いたしますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

記

1、国内食肉生産の振興

我が国の食肉生産の安定的かつ健全な発展が図られるよう、食料自給率の目標の達成等に向けて、総合的かつ計画的な対策を講ずること。

2、牛肉のトレーサビリティシステムの円滑な導入

今国会に牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法が上程されているが、いわゆるトレーサビリティシステムについては、消費者を含めてその解釈に大きな幅があるように見受けられることから、提出法案の目的や適用範囲等について、関係者のみならず、消費者にも同一の認識を持ってもらうよう法律の施行を前に十分な普及・啓発に努めること。

また、牛肉のトレーサビリティシステムの導入に際しては、実効性のあるシステム構築に向けて、牛肉の流通の実態に即した各種対策を講ずること。

なお、トレーサビリティシステムとは直接の関係はないが、消費者に対する情報の開示に関して、牛肉の品種及び産地について各種制度や流通の現場において混乱が生じており、消費者に対して誤解を与える恐れがあることから、生産から消費に至る各段階を通じた品種及び産地の表示の方法を統一する措置を講ずること。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして質疑応答並びに意見開陳が終わりましたので、いろいろな御意見をいただきましたこれを取りまとめた上で、答申の原案を作成することといたしたいと思っております、よろしゅうございませうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 御異議がないようでございますので、これは従来からの慣例のとおり、私の方から起草委員を指名させていただきたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思っております。

それでは、次の方に起草委員をお願いいたします。

増田委員、石川委員、大野晃委員、土井委員、山口委員、吉田委員、以上の6人の委員の方をお願いいたします。

なお、起草委員長は、まことに御苦労さまでございますが、増田委員をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

なお、私も起草委員会には同席することといたしますので、御了承願いたいと思っております。

原案ができ上がるまで暫時休憩ということでございますが、従来でございますと、食事を挟みまして大体1時間程度で原案ができ上がっていたということのようでございます。ただし、今回は食肉の分野と酪農の分野をあわせて審議してまいった関係から、従来よりは多少おそくなる可能性があるかと思っております。できるだけ早く取りまとめていただくようお願いをして、答申案等ができ上がるまで暫時休憩といたしたいと思っております。

午後5時16分休憩

午後7時01分再開

答 申

生源寺部会長 大変お待たせいたしました。

それでは、再開いたしたいと存じます。

ただいま起草委員会におきまして慎重に審議をいたしました結果、答申案及び建議案を作成していただきましたので、これの御報告をお願い申し上げます。

宮本畜産企画課長 それでは朗読をさせていただきます。

14食農審第64号

平成15年3月13日

農林水産大臣 大島 理森 殿

食料・農業・農村政策審議会

会長 八木 宏典

答 申(案)

平成15年3月13日付け14生畜第7952号で諮問があった平成15年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項、平成15年3月13日付け14生畜第7954号で諮問があった平成15年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項並びに平成15年3月13日付け14生畜第7953号で諮問があった平成15年度の肉用子牛の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び肉用子牛の合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 加工原料乳に係る限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、政府試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。
- 2 豚肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で安定価格を決めることは、やむを得ない。
牛肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で安定価格を決めることは、やむを得ない。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、その生産条件、需給事情及びその他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。合理化目標価格については平成15年度につき試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。

建 議(案)

酪農・食肉共通

- 1 頻発した食の安全・安心を脅かす事件を教訓に、生産者と消費者の情報交流を強化し、自然循環に配慮しつつ、安全な畜産物の供給と流通に努めること。

- 2 生産段階における自主的防疫措置の推進や生産・加工・流通の各段階における衛生・品質管理対策の徹底、表示等による畜産物の情報伝達の適正さを確保すること。
- 3 意欲のある担い手の確保・育成を図るとともに、酪農ヘルパーの利用拡大や肉用牛ヘルパーの普及定着等を図ること。
- 4 地域の実態等に応じた家畜排せつ物の処理・再資源化、施設の計画的整備、耕種分野と連携したたい肥の利用・流通の促進を図ること。
- 5 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の推進を図るため、「飼料増産推進計画」の下、生産性の向上、放牧の推進等のための施策を適切に行うことにより自給飼料の増産を図ること。さらに、飼料安全対策の充実・強化を図ること。
- 6 牛海綿状脳症（BSE）について、清浄化の達成に向け、死亡牛のBSE検査による浸潤状況のより正確な把握や感染原因の究明に努めるとともに、科学的な知見に基づき、BSE疑似患畜の範囲の見直しを検討すること。
- 7 肉骨粉の処分に係る費用など、食の安全・安心のための措置に要する経費の受益者負担の在り方について検討すること。
- 8 関連対策については、政策目的、達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、その実施に当たっては、透明性の確立、適切な執行に努めること。

酪農・乳業関係

- 1 脱脂粉乳の過剰在庫等の需給状況を踏まえ、生乳・乳製品の需給の安定を図るため、需給情報の的確な提供、脱脂粉乳の新規用途の開拓、脱脂濃縮乳、チーズ等の消費拡大に努めるとともに、指定生乳生産者団体の機能強化を図ること。
- 2 牛乳・乳製品は、多様な栄養素を含み、他の食品との組合せも可能な身近で日常的に使いやすい食品であることから、その優れた特性の普及等を通じて、消費の拡大に努めること。
- 3 国際化の進展を踏まえ、乳業の経営基盤と国際競争力を強化するため、乳業工場の再編合理化の推進に努めること。

食肉関係

- 1 肉用牛生産基盤の整備や養豚経営の経営安定のための対策の継続実施により、地域における多様な取組等への支援を通じて、生産コストの低減を図ること。
- 2 海外との交流機会の増大にかんがみ、国内防疫措置及び輸入検疫措置をより強化し、効果的かつ効率的な家畜防疫体制を構築すること。また、国、地方自治体、生産者等の関係者が連携して豚コレラ等の防疫を推進し、家畜衛生の維持・向上を図ること。
- 3 牛肉の生産から流通・消費の各段階において個体識別番号等を正確に伝達するためのト

レーサビリティ制度について、流通実態を踏まえ、十分な普及・啓発を図りつつ、円滑な導入を図ること。

以上でございます。

生源寺部会長 ただいま朗読していただきました答申案及び建議案につきまして御賛同を得られるならば、この案を当部会の答申及び建議といたしたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 御異議がないようでございますので、これを当部会の決定とすると同時に関連規則に基づきまして、食料・農業・農村政策審議会の正式の答申及び建議ということにいたしたいと思っております。

しばらくお待ちください。

それでは、答申の内容につきましては部会の決定はそのまま本審議会の決定とみなすことから、ただいま政策審議会長名において答申を農林水産大臣に提出いたすわけではありますが、当初、大島大臣御自身がおいでになる予定でございましたが、急の所用であいにく御欠席ということでございます。したがって、北村副大臣に御出席をお願いしておりますので、北村副大臣にお渡しいたしたいと思っております。

〔答申書手交〕

北村農林水産副大臣 ありがとうございます。

農林水産副大臣あいさつ

生源寺部会長 それでは、ここで北村副大臣からごあいさつを頂戴いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

北村農林水産副大臣 委員の皆さん、御苦労さまでございます。ただいま紹介をいただきました副大臣の北村直人でございます。本来でございますと、大島理森農林水産大臣が参りまして、皆様方にお礼ときょうの御苦労に感謝を込めたごあいさつをするところでございますけれども、国会審議のためどうしてもこちらに参ることができません。副大臣として代読をさせていただきますことをお許しをいただきたいと思います。

本日は生源寺部会長、増田部会長代理を初め委員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず本審議会に御出席を賜り、長時間にわたり熱心な御審議をいただきましたことに、心から厚く感謝、御礼申し上げます。

政府といたしましては、御答申の趣旨を十分尊重いたしまして、平成15年度の指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格、加工原料乳の補給金単価などを決定してまいりたいと存じます。

また、御答申に際していただきました建議につきましては、その趣旨に沿い検討の上適切な措置をとってまいりたいと考えております。さらに、御審議の過程におきまして委員各位から賜りました貴重な御意見は、今後の行政運営におきまして十分に参考にさせていただきたいと

考えております。

最後に、本日の委員各位の熱心な御審議に対しまして重ねて感謝、御礼申し上げますとともに、今後とも委員各位には一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。

平成15年3月13日

農林水産大臣 大島 理森 代読

どうもありがとうございます。

生源寺部会長 本日は、長時間にわたりまして熱心に御議論いただきまして、大変ありがとうございました。

これをもちまして、食料・農業・農村政策審議会生産分科会平成14年度第2回畜産物価格等部会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後7時17分閉会